



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成22年 3 月31日水曜日 第2153号外 1

◇ 目 次 ◇ 規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則..... 1

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則..... 2

医療法施行細則の一部を改正する規則..... 3

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則..... 6

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則..... 8

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則..... 9

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....27

告 示

愛媛県がん対策推進委員会規程.....28

鹿川敷地等の発生.....29

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正.....29

監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程.....29

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程.....30

教育委員会規則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....32

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則及び愛媛県立立学校管理規則の一部を改正する規則.....36

教育委員会告示

義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定の一部改正.....37

教育委員会訓令

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令.....37

人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則.....38

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則...39

職員の採用及び昇任に関する規則及び一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則.....39

一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則...40

職員の給与の支給等に関する規則及び職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....61

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....67

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則...67

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則.....68

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....71

公営企業管理規程

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程.....73

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程.....75

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....78

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程.....81

規 則

○愛媛県規則第19号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3 月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第 2 条関係） 省略 省略 准看護師試験委員 愛媛県がん対策推進委員会委員 省略	別表（第 2 条関係） 省略 愛媛県市町合併推進審議会委員 省略 准看護師試験委員 省略

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

○愛媛県規則第20号

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務運営の基本方針
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第3条 法人は、法第26条第1項の規定により中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第5条 法第27条第1項に規定する年度計画(以下「年度計画」という。)には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法第27条第1項後段の規定による前項の年度計画の変更の届出は、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出して行わなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価の手続)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について愛媛県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法第29条第1項の中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)に係る事業報告書においては、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価の手続)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

(会計処理)

第9条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年3月総務省告示第221号)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

(剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認の手続)

第12条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

(1) 法第40条第4項の規定による承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余の額（以下「納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第15条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 借入れを必要とする理由

(2) 借入金の額

(3) 借入先

(4) 借入金の利率

(5) 借入金の償還の方法及び期限

(6) 利息の支払の方法及び期限

(7) その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第17条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行おうとする場合にあっては、その適正な見積価格）

(2) 処分等の条件

(3) 処分等の方法

(4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法人の成立後最初の中期計画の認可の申請に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに」とあるのは、「法第25条第1項の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく」とする。

3 法人の成立の際法第66条第1項の規定により法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産については、第9条第1項の規定による指定があったものとみなす。

○愛媛県規則第21号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成14年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(書類の様式)			(書類の様式)		
第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	左欄	右欄	項	左欄	右欄
1～10 省略			1～10 省略		
11	省令第25条(省令第25条の2において準用する場合を含む。)又は第29条第1項若しくは第2項の届出書	診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)設置(変更・廃止)届出書(様式第11号)	11	省令第25条 _____ 又は第29条第1項若しくは第2項の届出書	診療用高エネルギー放射線発生装置設置(変更・廃止)届出書 _____ (様式第11号)
12～15 省略			12～15 省略		
16	省令第28条第1項若しくは第29条第2項の届出書又は同条第3項の届出書(同項の規定により10日以内に提出することとされるものに限る。)	診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)設置(変更・廃止)届出書(様式第16号)	16	省令第28条第1項若しくは第29条第2項の届出書又は同条第3項の届出書(同項の規定により10日以内に提出することとされるものに限る。)	診療用放射性同位元素設置(変更・廃止)届出書 _____ (様式第16号)
17	省令第28条第2項の届出書	診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用予定届出書(様式第17号)	17	省令第28条第2項の届出書	診療用放射性同位元素使用予定届出書 _____ (様式第17号)
18	省令第29条第3項の届出書(同項の規定により30日以内に提出することとされるものに限る。)	診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止後措置届出書(様式第18号)	18	省令第29条第3項の届出書(同項の規定により30日以内に提出することとされるものに限る。)	診療用放射性同位元素廃止後措置届出書 _____ (様式第18号)
19～25 省略			19～25 省略		

様式第11号(第2条関係) 診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)設置(変更・廃止)届出書

診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)設置(変更・廃止)届出書	
省略	
省略	
診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)	省略
診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)及び診療用高エネルギー放射線発生装置使用室(診療用粒子線照射装置使用室)の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要(廃止の場合は、記載を要しない。)	
診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒	

様式第11号(第2条関係) 診療用高エネルギー放射線発生装置設置(変更・廃止)届出書

診療用高エネルギー放射線発生装置設置(変更・廃止)届出書	
省略	
省略	
診療用高エネルギー放射線発生装置 _____	省略
診療用高エネルギー放射線発生装置 _____ 及び診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 _____ の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要(廃止の場合は、記載を要しない。)	
診療用高エネルギー放射線発生装置 _____	

子線照射装置)を使用する医師、歯科医師又は 診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する 経歴(廃止の場合は、記載を要しない。)	
省略	

注 省略

様式第13号(第2条関係) 診療用放射線照射器具設置(変更・廃止)届出書

様式第13号(その1) (医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第4号に該当する場合)

省略

注 省略

様式第13号(その2) (医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第5号に該当する場合)

省略

注 省略

様式第16号(第2条関係) 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)設置(変更・廃止)届出書

診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)設置(変更・廃止)届出書	
省略	
省略	
その年に使用を予定する診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)	省略
診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)	省略
診療用放射性同位元素使用室(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室)、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要(廃止の場合は、記載を要しない。)	
診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴(廃止の場合は、記載を要しない。)	
省略	

注 省略

様式第17号(第2条関係) 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用予定届出書

診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用予定届出書	
省略	
省略	
翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)	省略

_____を使用する医師、歯科医師又は 診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する 経歴(廃止の場合は、記載を要しない。)	
省略	

注 省略

様式第13号(第2条関係) 診療用放射線照射器具設置(変更・廃止)届出書

様式第13号(その1) (医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第3号に該当する場合)

省略

注 省略

様式第13号(その2) (医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第4号に該当する場合)

省略

注 省略

様式第16号(第2条関係) 診療用放射性同位元素設置(変更・廃止)届出書

診療用放射性同位元素設置(変更・廃止)届出書	
省略	
省略	
その年に使用を予定する診療用放射性同位元素	省略
診療用放射性同位元素_____	省略
診療用放射性同位元素使用室_____、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素_____により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要(廃止の場合は、記載を要しない。)	
診療用放射性同位元素_____を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴(廃止の場合は、記載を要しない。)	
省略	

注 省略

様式第17号(第2条関係) 診療用放射性同位元素使用予定届出書

診療用放射性同位元素設置使用予定届出書	
省略	
省略	
翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素_____	省略

注 省略

様式第18号(第2条関係) 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止後措置届出書

診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止後措置届出書
省略
省略

注1 不要の文字は、抹消すること。

- 2 省略
- 3 省略

注 省略

様式第18号(第2条関係) 診療用放射性同位元素廃止後措置届出書

診療用放射性同位元素設置廃止後措置届出書
省略
省略

注

- 1 省略
- 2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第22号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
様式第23号の4(第23条の4関係) 養育里親(専門里親)・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票				様式第23号の4(第23条の4関係) 養育里親(専門里親)・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票			
省略				省略			
省略				省略			
申 請 者 に 事 由 が あ る 事 項	3	児童福祉法(昭和22年法律第164号)児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)児童手当法(昭和46年法律第73号)又は平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなく	無	3	児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法又は平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者	無	有
	3	児童福祉法(昭和22年法律第164号)児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)又は平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなく	無	3	児童福祉法(昭和22年法律第164号)児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)特別児童扶養手当等の支給に関する法律又は児童手当法	無	有

	なるまでの者		
	省略		省略
省略			

注 省略

	なるまでの者		
	省略		省略
省略			

注 省略

(生活保護法施行細則の一部改正)

第2条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>様式第14号(第5条関係) 生活保護法による保護申請書</p> <p>省略</p> <p>別紙1 省略</p> <p>別紙2 収入申告書</p> <p>(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 恩給、年金等による収入(受けているものを で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">有・無</td> <td style="width: 85%;">国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、<u>子ども手当</u>、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> </table> <p>3 省略</p> <p>省略</p> </div> <p>(裏) 省略</p> <p>別紙3 省略</p>	有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 <u>子ども手当</u> 、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	省略	<p>様式第14号(第5条関係) 生活保護法による保護申請書</p> <p>省略</p> <p>別紙1 省略</p> <p>別紙2 収入申告書</p> <p>(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 恩給、年金等による収入(受けているものを で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">有・無</td> <td style="width: 85%;">国民年金、厚生年金、恩給、児童手当____、____、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> </table> <p>3 省略</p> <p>省略</p> </div> <p>(裏) 省略</p> <p>別紙3 省略</p>	有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当____、____、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	省略
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 <u>子ども手当</u> 、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	省略					
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当____、____、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	省略					

(中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部改正)

第3条 中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則(平成20年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>様式第2号(第5条関係) 支援給付申請書</p> <p>省略</p> <p>別紙1 省略</p> <p>別紙2(その1) 収入申告書(新規用)</p> <p>(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 恩給、年金等による収入(受けているものを で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">有・無</td> <td style="width: 85%;">国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、<u>子ども手当</u>、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> </table> <p>3 省略</p> <p>省略</p> </div> <p>(裏) 省略</p> <p>別紙2(その2) 収入申告書(継続用(一世世帯用))</p>	有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 <u>子ども手当</u> 、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	省略	<p>様式第2号(第5条関係) 支援給付申請書</p> <p>省略</p> <p>別紙1 省略</p> <p>別紙2(その1) 収入申告書(新規用)</p> <p>(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 恩給、年金等による収入(受けているものを で囲んでください。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">有・無</td> <td style="width: 85%;">国民年金、厚生年金、恩給、児童手当____、____、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()</td> <td style="width: 10%;">省略</td> </tr> </table> <p>3 省略</p> <p>省略</p> </div> <p>(裏) 省略</p> <p>別紙2(その2) 収入申告書(継続用(一世世帯用))</p>	有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当____、____、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	省略
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、 <u>子ども手当</u> 、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	省略					
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当____、____、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	省略					

(表)

省略

1 省略

2 恩給、年金等による収入（受けているものを で囲んで
ください。）

有 ・ 無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、子 ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、 雇用保険、傷病手当金、その他（	省略
	）	

3 省略

省略

(裏) 省略

別紙 2 (その 3) 収入申告書(継続用(二世等世帯用))

(表)

省略

1 省略

2 恩給、年金等による収入（受けているものを で囲んで
ください。）

有 ・ 無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、子 ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、 雇用保険、傷病手当金、その他（	省略
	）	

3 省略

省略

(裏) 省略

別紙 3 省略

(表)

省略

1 省略

2 恩給、年金等による収入（受けているものを で囲んで
ください。）

有 ・ 無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____ 省略	省略
	_____, 児童扶養手当、特別児童扶養手当、 雇用保険、傷病手当金、その他（	
	）	

3 省略

省略

(裏) 省略

別紙 2 (その 3) 収入申告書(継続用(二世等世帯用))

(表)

省略

1 省略

2 恩給、年金等による収入（受けているものを で囲んで
ください。）

有 ・ 無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当_____ 省略	省略
	_____, 児童扶養手当、特別児童扶養手当、 雇用保険、傷病手当金、その他（	
	）	

3 省略

省略

(裏) 省略

別紙 3 省略

附 則

- この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この規則施行の際現に第 2 条の規定による改正前の生活保護法施行細則様式第14号の規定により提出されている書類又は第 3 条の規定による改正前の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第 2 号の規定により提出されている書類は、第 2 条の規定による改正後の生活保護法施行細則様式第14号の規定により提出された書類又は第 3 条の規定による改正後の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第 2 号の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県規則第23号

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立子ども療育センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県立子ども療育センター使用規則（平成19年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 2 (第 46 条関係)					別表第 2 (第 46 条関係)				
名称	区分	単位	金額	備考	名称	区分	単位	金額	備考
省略					省略				
文書料	省略				文書料	省略			
	診療費納付証明書	省略				診療費納付証明書	省略		
	診療明細書（再発行の場合に限る。）	1部	840円						

	省略			
省略				

	省略			
省略				

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第24号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。					
使用料						使用料					
区分	種別	細別	単位	金額	備考	区分	種別	細別	単位	金額	備考
技術 開発 関係	機械金属 用機器	1～21 省 略				技術 開発 関係	機械金属 用機器	1～21 省 略			
								22 プロジ ェクショ ンオペチ メーター	1時間	420円	
								23 電解研 摩装置	1時間	520円	
		22 省略						24 省略			
		23 省略						25 省略			
		24 省略						26 省略			
		25 ハイス ビードピ デオ	1時間	420円				27 ハイス ビードピ デオ	1時間	730円	
		26 省略						28 省略			
								29 振動騒 音測定装 置	1時間	420円	
								30 シンク ロスコー プ	1時間	420円	
								31 省略			
		28 省略						32 温度測 定記録装 置	1時間	630円	
		29 省略						33 省略			
30 省略				34 省略							
				35 省略							

31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	省略			
41	省略			
42	省略			
43	省略			
44	省略			
45	省略			
46	省略			
47	省略			
48	省略			
49	省略			
50	省略			
51	X線マイクロアナライザー	1時間	840円	
52	炭素硫黄同時分析装置	1時間	2,520円	
53	酸素窒素同時分析装置	1時間	1,570円	

36	省略			
37	省略			
38	省略			
39	省略			
40	電磁オシログラフ	1時間	420円	
41	省略			
42	データ解析処理装置	1時間	630円	
43	省略			
44	省略			
45	省略			
46	省略			
47	省略			
48	省略			
49	回転曲げ疲労試験機	1時間	420円	
50	メルトインデクサー	1時間	420円	
51	ペン書オシログラフ	1時間	520円	
52	低温保持装置	1時間	520円	
53	省略			
54	省略			
55	省略			
56	省略			
57	省略			
58	省略			
59	省略			
60	省略			
61	省略			

	54 放電ブ ラズマ焼 結機	1時間	2,730円	
	55 金属顕 微鏡	1時間	520円	
電子用機 器	1 ~ 3 省 略			
	4 省略			
	5 省略			
	6 省略			
	7 省略			
	8 省略			
	9 省略			
	10 省略			
	11 省略			
	12 省略			
	13 省略			
	14 省略			
	15 省略			
	16 省略			
	17 省略			
	18 省略			
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 省略				

電子用機 器	1 ~ 3 省 略			
	4 ロジッ クアナラ イザー	1時間	520円	
	5 省略			
	6 省略			
	7 省略			
	8 省略			
	9 省略			
	10 ビコア ンメータ ニ	1時間	520円	
	11 省略			
	12 省略			
	13 省略			
	14 ひずみ 率計	1時間	420円	
	15 周波数 カウンタ ニ	1時間	420円	
	16 省略			
	17 パルス ジェネレ ーター	1時間	420円	
	18 波形デ ジタイザ ニ	1時間	630円	
	19 省略			
	20 省略			
	21 省略			
	22 省略			
	23 省略			
	24 省略			
	25 シンセ サイズド 信号発生 器	1時間	520円	
	26 省略			
	27 省略			
	28 省略			
	29 省略			

		24	ホット プレス	1時間	1,360円				
		25	マッフ ル炉	1時間	420円				
		26	電気炉	1時間	630円	シリ コニ ット			
		27	粉碎機	1時間	520円	ロー ル型			
		28	自動滴 定装置	1時間	420円				
		29	細孔分 布等測定 装置	1時間	1,570円				
		30	混練性 試験機	1時間	1,050円				
		31	ゼータ 電位測定 装置	1時間	840円				
		32	I C P 発光分光 分析装置	1時間	1,890円				
		33	H P L C / 質量 分析計	1時間	1,890円				
		34	高分解 能観察装 置	1時間	840円	F E S E M			
		35	動的粘 弾性測定 装置	1時間	1,050円				
食品 産業 関係	食品加工 用機器	1	省略						
		2	自動ア ミノ酸分 析機	省略					
		3	高温高 圧調理殺 菌装置	1時間	840円				
		4 ~ 9	省略						
		10	オーブ ン	省略			ホイ 口付 き		
		11 ~ 19	省略						
		20	ガスク ロマトグ ラフ	1時間	630円				
食品 産業 関係	食品加工 用機器	1	省略						
		2	アミノ 酸自動分 析計	省略					
		3	回転レ トルト	1時間	940円				
		4 ~ 9	省略						
		10	試験焼 きオーブ ン	省略					
		11 ~ 19	省略						
		20	ガスク ロマトグ ラフ	1時間	730円				

		21~28 省略												
		29 紫外可視分光光度計	省略											
		30 高速液体クロマトグラフ	1時間					520円						
		31~41 省略												
		42 恒温恒湿器	1時間					520円						
		43 ビスコグラフ	1時間					420円						
		44 発泡果実酒製造装置	1時間					420円						
		45 粒度分布計	1時間					420円	乾式					
		46 マイクロチップ電気泳動装置	1時間					420円						
		47 泳動観察装置	1時間					420円						
		48 生物顕微鏡システム	1時間					420円						
		49 画像認識システム	1時間					420円						
		50 高速大容量遠心機	1時間					420円						
		51 高圧滅菌処理機	1時間					420円						
		52 粘度測定装置	1時間					420円						
窯業関係	焼成がま及び炉	1 電気炉	1回					7,350円	20キロワット					
		2・3 省略												
窯業用機器	1~22 省略													
		23 バッチ式微粉碎機	1時間					1,470円						
		21~28 省略												
		29 分光光度計	省略											
		30 高速液体クロマトグラフ	1時間					630円						
		31~41 省略												
窯業関係	焼成がま及び炉	1 電気炉	1回					7,660円	20キロワット					
		2・3 省略												
窯業用機器	1~22 省略													

		24 高速混合混練機	1時間	520円							
		25 粒度分布測定装置	1時間	520円	レーザー式						
		26 湿式プレス成形機	1時間	420円							
		27 完全脱気式圧力鑄込装置	1時間	420円							
		28 表面積・細孔分布測定器	1時間	520円							
		29 焼結試験装置	1時間	420円							
		30 自然対流式乾燥機	1時間	420円							
		31 デジタルマイクロスコープ	1時間	420円							
繊維産業関係	染織用機器	1 ~ 13 省略									
		14 省略									
		15 省略									
		16 省略									
		17 省略									
		18 省略									
		19 レビア織機	1時間	630円							
		20 電気透析装置	1時間	520円							
		21 ATR赤外分光光度測定機	1時間	420円							
		22 真空凍結乾燥機	1時間	420円							
		繊維産業関係	染織用機器	1 ~ 13 省略							
				14 パンチングマシン	1時間	420円					
				15 電子サイクルマシン	1時間	420円					
16 自動型彫機	1時間			520円							
17 省略											
18 省略											
19 省略											
20 省略											
21 省略											

		23 高速ワ インダー	1 時間	420円		
		24 経糸抱 合力試験 機	1 時間	630円		
紙産 業関 係	省略					
	製紙用機 器	1 高濃度 リファイ ナー	1 時間	730円		
		2 ~ 25 省 略				
	省略					
	物理試験 用機器	1 ~ 21 省 略				
		22 省略				
		23 省略				
		24 省略				
		25 省略				
		26 省略				
		27 省略				
		28 省略				
		29 省略				
30 省略						
31 省略						
化学試験 用機器	1 ~ 28 省 略					
	29 X線回 折装置	省略				
	30 ~ 32 省 略					
	33 収束イ オンビー ム装置	1 時間	520円			
	34 ガスク ロマトグ ラフ	1 時間	520円			
省略						
省略						

注 省略

手数料

紙産 業関 係	省略					
	製紙用機 器	1 ディス ク型高濃 度リファ イナー	1 時間	940円		
		2 ~ 25 省 略				
	省略					
	物理試験 用機器	1 ~ 21 省 略				
		22 シート フォーメ ーション テスター	1 時間	520円		
		23 省略				
		24 省略				
		25 省略				
		26 省略				
		27 省略				
		28 省略				
		29 省略				
30 省略						
31 省略						
化学試験 用機器	1 ~ 28 省 略					
	29 X線回 析装置	省略				
	30 ~ 32 省 略					
	省略					
省略						

注 省略

手数料

区分	種別	細別	単位	金額		
				A	B	C
省略				円	円	円
繊維産業関係	省略					
	染織整理等試作加工	1 省略				
		2 染色 (1)~(4) 省略				
		(5) 省略 (6) 省略 (7) 省略				
	3~5 省略					
省略						

注 省略

区分	種別	細別	単位	金額		
				A	B	C
省略				円	円	円
繊維産業関係	省略					
	染織整理等試作加工	1 省略				
		2 染色 (1)~(4) 省略 (5) かすり染色 色	1キ ログ ラム	1,570	1,360	1,050
		(6) 省略 (7) 省略 (8) 省略				
	3~5 省略					
省略						

注 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則(以下「新規則」という。)本則使用料の表及び手数料の表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、同日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。

3 県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者に係る愛媛県産業技術研究所の使用料の額は、次の表期間の欄に掲げる期間は、新規則本則使用料の表の規定及び愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則(平成21年愛媛県規則第18号)附則第5項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	種別	細別	単位	期間		備考
				平成22年 4月 1日から平成23年 3月 31日までの間	平成23年 4月 1日から平成24年 3月 31日までの間	
技術開発関係	機械金属用機器	1 焼鈍炉	1 時間	1,570円	1,570円	
		2 横フライス盤	1 時間	1,000円	1,050円	
		3 立フライス盤	1 時間	800円	940円	
		4 平面研削盤	1 時間	1,570円	1,570円	
		5 ラジアルボール盤	1 時間	940円	940円	
		6 ワイヤークット放電加工機	1 時間	1,470円	1,470円	
		7 油圧帯のこ盤	1 時間	730円	730円	
		8 普通旋盤	1 時間	1,150円	1,150円	
		9 シアーリングマシン	1 時間	730円	730円	
		10 炭酸ガスアーク半自動溶接機	1 時間	940円	940円	
		11 交流アーク溶接機	1 時間	800円	840円	
		12 交直両用 T I G 溶接機	1 時間	730円	730円	
		13 高速湿式試料切断機	1 時間	730円	730円	

14	万能材料試験機	1時間	1,150円	1,150円		
15	万能工具顕微鏡	1時間	730円	730円		
16	真円度測定機	1時間	600円	630円		
17	形状粗さ測定機	1時間	600円	630円		
18	光切断表面粗さ計	1時間	200円	400円		
19	膜厚測定機	1時間	200円	400円		
20	顕微鏡試料埋込機	1時間	940円	940円		
21	顕微鏡試料研磨機	1時間	940円	940円		
22	硬度計	1時間	200円	400円		
23	ビッカース硬度計	1時間	200円	400円		
24	シャルピー衝撃試験機	1時間	200円	400円		
25	ハイスピードビデオ	1時間	420円	420円		
26	キャス試験機	1時間	420円	420円		
27	イオン窒化炉	1時間	2,100円	2,100円		
28	恒温恒湿器	1時間	600円	730円		
29	高速小型精密旋盤	1時間	630円	630円		
30	サブマージドアーク溶接機	1時間	2,830円	2,830円		
31	マイクロプラズマ溶接機	1時間	630円	630円		
32	オートコリメーター	1時間	200円	400円		
33	極低温槽	1時間	200円	400円		
34	軟X線撮影装置	1時間	1,570円	1,570円		
35	迅速熱伝導率計	1時間	400円	520円		
36	静ひずみ測定装置	1時間	200円	400円		
37	動ひずみ計	1時間	200円	400円		
38	電動デジタルロックウエル硬度計	1時間	200円	400円		
39	疲労試験機	1時間	1,150円	1,150円		
40	摩耗試験機	1時間	420円	420円		
41	円筒研削盤	1時間	600円	630円		
42	ロール型粉碎機	1時間	600円	630円		
43	デジタル変角光沢計	1時間	200円	400円		
44	NCフライス盤	1時間	730円	730円		
45	走査型レーザー顕微鏡	1時間	840円	840円		
46	電子ビーム加工機	1時間	800円	840円		
47	マイクロスコープ	1時間	600円	630円		
48	超微小硬度計	1時間	200円	400円		
49	万能投影機	1時間	420円	420円		
50	精密三次元座標測定機	1時間	420円	420円		
51	X線マイクロアナライザー	1時間	840円	840円		
52	炭素硫黄同時分析装置	1時間	2,520円	2,520円		
53	酸素窒素同時分析装置	1時間	1,570円	1,570円		
54	放電プラズマ焼結機	1時間	2,730円	2,730円		
55	金属顕微鏡	1時間	520円	520円		
電子用機器	1	ノイズ試験装置	1時間	420円	420円	
	2	波形解析システム	1時間	200円	400円	

	3	電子計測システム	1時間	200円	400円	
	4	恒温恒湿器	1時間	730円	730円	
	5	デジタルパワーメーター	1時間	400円	520円	
	6	直流安定化電源	1時間	730円	730円	
	7	交流安定化電源	1時間	400円	520円	
	8	スペクトラムアナライザー	1時間	400円	520円	
	9	ガウスメーター	1時間	400円	520円	
	10	超絶縁抵抗計	1時間	200円	400円	
	11	可変抵抗器	1時間	200円	400円	
	12	シールド効果評価器	1時間	200円	400円	
	13	標準コンデンサーセット	1時間	400円	420円	
	14	オシロスコープ	1時間	400円	520円	
	15	透磁率計	1時間	200円	400円	
	16	電波暗室	1時間	200円	400円	
	17	シールド室	1時間	200円	400円	
	18	妨害波強度測定装置	1時間	940円	940円	
	19	複合環境試験装置	1時間	1,260円	1,260円	
	20	冷熱衝撃試験装置	1時間	730円	730円	
	21	衝撃試験装置	1時間	730円	730円	
	22	L F インピーダンスアナライザー	1時間	400円	520円	
	23	R F インピーダンスアナライザー	1時間	400円	520円	
	24	ネットワークアナライザー	1時間	730円	730円	
	25	加速寿命試験器	1時間	730円	730円	
	26	F F T アナライザー	1時間	200円	400円	
	27	耐電圧試験装置	1時間	200円	400円	
	28	三次元表面粗さ計	1時間	1,470円	1,470円	
	29	分光放射計	1時間	600円	630円	
	30	光スペクトラムアナライザー	1時間	600円	630円	
	31	光パワーメーター	1時間	200円	400円	
	32	精密切断機	1時間	200円	400円	
	33	雰囲気炉	1時間	400円	520円	
	34	イミュニティ試験装置	1時間	940円	940円	
	35	高周波ネットワークアナライザー	1時間	1,050円	1,050円	
	36	ミリ波ネットワークアナライザー	1時間	200円	400円	
	37	音響特性測定装置	1時間	420円	420円	
	38	E M I 測定システム	1時間	420円	420円	
	39	高周波信号収集解析装置	1時間	420円	420円	
	40	多信号情報高速収集装置	1時間	420円	420円	
	41	周波数特性分析器	1時間	520円	520円	
化学用機器	1	画像処理装置	1時間	1,890円	1,890円	
	2	粒度分布測定装置	1時間	600円	630円	
	3	測色色差計	1時間	400円	520円	
	4	プラスチック試料調整装置	1時間	400円	520円	
	5	ロール機	1時間	600円	630円	

		6	自動プレス	1時間	840円	840円	
		7	偏光顕微鏡	1時間	400円	520円	
		8	押し成形機	1時間	1,890円	1,890円	
		9	耐候試験機	1時間	600円	730円	
		10	熱分解ガスクロマトグラフ	1時間	200円	400円	
		11	熱分析装置	1時間	520円	520円	
		12	二波長自記分光光度計	1時間	600円	630円	
		13	微少平面曲面光度計	1時間	400円	520円	
		14	接触角計	1時間	200円	400円	
		15	イオンクロマトグラフ	1時間	940円	940円	
		16	密度計	1時間	420円	420円	
		17	フーリエ変換赤外分光光度計	1時間	200円	400円	
		18	摩擦測定機	1時間	200円	400円	
		19	自動遠心研磨機	1時間	200円	400円	
		20	自動乳鉢	1時間	200円	400円	
		21	万能材料試験機	1時間	420円	420円	
		22	粉碎機	1時間	730円	730円	ジェット気流
		23	射出成形機	1時間	1,780円	1,780円	
		24	ホットプレス	1時間	1,360円	1,360円	
		25	マッフル炉	1時間	420円	420円	
		26	電気炉	1時間	630円	630円	シリコニット
		27	粉碎機	1時間	520円	520円	ロール型
		28	自動滴定装置	1時間	420円	420円	
		29	細孔分布等測定装置	1時間	1,570円	1,570円	
		30	混練性試験機	1時間	1,050円	1,050円	
		31	ゼータ電位測定装置	1時間	840円	840円	
		32	I C P 発光分光分析装置	1時間	1,890円	1,890円	
		33	H P L C / 質量分析計	1時間	1,890円	1,890円	
		34	高分解能観察装置	1時間	840円	840円	F E S E M
		35	動的粘弾性測定装置	1時間	1,050円	1,050円	
食品産業 関係	食品加工用機器	1	超遠心分離機	1時間	520円	520円	
		2	自動アミノ酸分析機	1時間	2,520円	2,520円	
		3	高温高圧調理殺菌装置	1時間	840円	840円	
		4	テクスチュロメーター	1時間	2,620円	2,620円	
		5	微生物検査装置	1回	730円	730円	
		6	ガス置換包装机	1時間	400円	520円	
		7	コンタクトフリーザー	1時間	600円	630円	
		8	真空冷凍乾燥機	1時間	420円	630円	
		9	簡易くん煙装置	1時間	400円	630円	
		10	オープン	1時間	630円	630円	ホイロ付き
		11	搾汁機	1時間	200円	400円	
		12	小型パッケージ自動製麹装置	1時間	800円	840円	
		13	遠赤外線乾燥器	1時間	600円	630円	
		14	凍結粉碎機	1時間	400円	520円	

15	造粒試験機	1時間	600円	630円			
16	細胞融合装置	1時間	600円	630円			
17	多孔質管分離型反応装置	1時間	400円	520円			
18	超臨界ガス抽出装置	1時間	940円	940円			
19	真空低温乾燥器	1時間	200円	400円			
20	ガスクロマトグラフ	1時間	600円	630円			
21	煎機 ^{いり}	1時間	200円	400円			
22	糖衣機	1時間	1,000円	1,260円			
23	スーパーマスコロイダー	1時間	400円	520円			
24	マイクロ波減圧乾燥装置	1時間	940円	940円			
25	遠心液液分配クロマトグラフ	1時間	730円	730円			
26	水分活性測定装置	1時間	200円	400円			
27	遠赤外線焼物機	1時間	400円	520円			
28	フードカッター	1時間	400円	520円			
29	紫外可視分光光度計	1時間	400円	520円			
30	高速液体クロマトグラフ	1時間	520円	520円			
31	原子吸光分光光度計	1時間	2,310円	2,310円			
32	天秤 ^{びん}	1時間	200円	400円			
33	冷却遠心器	1時間	420円	420円			
34	測色計	1時間	420円	420円			
35	自動温度測定器	1時間	420円	420円			
36	無菌ボックス	1時間	420円	420円			
37	レオ・メーター	1時間	420円	420円			
38	F P D ガスクロマトグラフィ	1時間	420円	520円			
39	実体顕微鏡	1時間	200円	400円			
40	水分計	1時間	420円	420円			
41	屈折計	1時間	200円	400円			
42	恒温恒湿器	1時間	520円	520円			
43	ビスコグラフ	1時間	420円	420円			
44	発泡果実酒製造装置	1時間	420円	420円			
45	粒度分布計	1時間	420円	420円	乾式		
46	マイクロチップ電気泳動装置	1時間	420円	420円			
47	泳動観察装置	1時間	420円	420円			
48	生物顕微鏡システム	1時間	420円	420円			
49	画像認識システム	1時間	420円	420円			
50	高速大容量遠心機	1時間	420円	420円			
51	高圧滅菌処理機	1時間	420円	420円			
52	粘度測定装置	1時間	420円	420円			
窯業関係	焼成がま及び炉	1	電気炉	1回	7,350円	7,350円	20キロワット
		2	電気炉	1回	4,090円	4,090円	12キロワット
		3	電気炉	1回	3,990円	3,990円	10キロワット
	窯業用機器	1	ボールミル	1時間	600円	630円	処理能力150キログラム
		2	ボールミル	1時間	420円	420円	処理能力50キログラム
		3	ボールミル	1時間	200円	400円	処理能力6キログラム以下

4	真空土練機	1時間	630円	630円			
5	クラッシャー	1時間	520円	520円			
6	スタンパー	1時間	600円	630円	小型		
7	脱鉄器	1時間	620円	630円			
8	フィルタープレス	1時間	730円	730円			
9	機械乳鉢	1時間	400円	520円			
10	標準ふるい	1時間	200円	400円			
11	衝撃強度測定解析装置	1時間	520円	520円			
12	たたら成形機	1時間	630円	630円			
13	サンドブラスト	1時間	840円	840円			
14	材料試験機	1時間	420円	420円			
15	X線分析装置	1時間	1,890円	1,890円			
16	熱風乾燥器	1時間	420円	420円			
17	超低温恒温恒湿器	1時間	420円	520円			
18	瓦 ^{かわら} 曲げ試験機	1時間	420円	420円			
19	赤外線水分計	1時間	420円	420円			
20	実体顕微鏡	1時間	420円	420円			
21	細孔分布測定装置	1時間	1,470円	1,470円			
22	走査型電子顕微鏡	1時間	420円	420円			
23	バッチ式微粉砕機	1時間	1,470円	1,470円			
24	高速混合混練機	1時間	520円	520円			
25	粒度分布測定装置	1時間	520円	520円	レーザー式		
26	湿式プレス成形機	1時間	420円	420円			
27	完全脱気式圧力鋳込装置	1時間	420円	420円			
28	表面積・細孔分布測定器	1時間	520円	520円			
29	焼結試験装置	1時間	420円	420円			
30	自然対流式乾燥機	1時間	420円	420円			
繊維産業 関係	染織用機器	1	整経機	1時間	400円	800円	
	2	撚 ^{ねん} 糸機	1時間	400円	730円		
	3	電子顕微鏡	1時間	730円	730円		
	4	アップツイスター	1時間	520円	520円		
	5	ダブルカパーリングマシン	1時間	420円	520円		
	6	アレンジワインダー	1時間	420円	420円		
	7	多色染型高温高圧チーズ染色機	1時間	1,050円	1,050円		
	8	高温高圧製品染色処理機	1時間	840円	840円		
	9	デザイン企画総合支援システム	1時間	620円	630円		
	10	真空糸蒸機	1時間	1,050円	1,050円		
	11	染色乾燥仕上加工機	1時間	730円	730円		
	12	引張圧縮試験機	1時間	420円	520円		
	13	真空式赤外線乾燥計量器	1時間	420円	420円		
	14	撚 ^{ねん} 糸巻き返しワインダー	1時間	420円	420円		
	15	電動式検尺器	1時間	420円	420円		
	16	顕微鏡システム	1時間	840円	840円		
	17	高温高圧チーズ染色乾燥機	1時間	620円	630円		

		18 オーバーマイヤー染色機	1時間	520円	520円	
		19 レピア織機	1時間	630円	630円	
		20 電気透析装置	1時間	520円	520円	
		21 A T R 赤外分光光度測定機	1時間	420円	420円	
		22 真空凍結乾燥機	1時間	420円	420円	
		23 高速ワインダー	1時間	420円	420円	
		24 経糸抱合力試験機	1時間	630円	630円	
紙産業関係	共同研究室		1平方メートル1月	1,160円	1,160円	
	研修室		1時間	1,720円	1,720円	
	控室		1時間	160円	160円	
	会議室		1時間	160円	160円	
	製紙用機器	1 高濃度リファイナー	1時間	730円	730円	
		2 自動式PFIミル	1時間	840円	840円	
		3 カナディアン型こう解度試験機	1時間	200円	400円	
		4 抄紙機	1時間	11,000円	12,180円	
		5 シートマシン抄紙機	1時間	400円	800円	
		6 回転型乾燥機	1時間	420円	520円	
		7 湿紙乾燥装置	1時間	200円	400円	
		8 浮選試験機	1時間	200円	400円	
		9 パルパー	1時間	400円	520円	
		10 サイズプレス装置	1時間	2,620円	2,620円	
		11 高温用回転型乾燥機	1時間	420円	630円	
		12 打解機	1時間	420円	420円	
		13 ビーター	1時間	620円	630円	
		14 ナギナタビーター	1時間	420円	520円	
		15 手漉き道具	1時間	420円	520円	
		16 自動プレス機	1時間	420円	520円	
		17 三角蒸気乾燥機	1時間	420円	630円	
		18 ナイヤガラビーター	1時間	420円	520円	
		19 ゼータ電位計	1時間	520円	520円	
		20 粒子電荷計	1時間	1,360円	1,360円	
		21 オートクレーブ	1時間	420円	520円	
		22 パルプ離解機	1時間	420円	420円	
		23 試験用パルパー	1時間	1,050円	1,050円	
		24 試験用ビーター	1時間	1,050円	1,050円	
		25 手動式シートマシン	1時間	630円	630円	
	紙加工用機器	1 熱カレンダー	1時間	1,050円	1,050円	
2 多目的不織布製造装置		1時間	5,080円	7,770円		
3 ホットプレス		1時間	940円	940円		
4 卓上型塗工機		1時間	400円	520円		
5 乾式破碎装置		1時間	600円	630円		
6 オートミル		1時間	400円	520円		

	7	プロッター	1時間	420円	630円	
	8	カラー印刷機	1時間	840円	840円	
	9	写真撮影システム	1時間	420円	520円	
	10	スクリーン印刷機	1時間	730円	730円	
	11	燃 ^{なん} 系機	1時間	420円	420円	
	12	ロータリースクリーンコーター	1時間	1,360円	1,360円	
	13	マルチコーター	1時間	4,930円	4,930円	
	14	テスト用エンボス加工機	1時間	520円	520円	
	15	ボールミル	1時間	420円	420円	
物理試験用機器	1	伸縮度試験機	1時間	1,000円	1,680円	
	2	燃焼性試験機	1時間	400円	520円	
	3	引張圧縮試験機	1時間	420円	520円	
	4	柔軟度試験機	1時間	200円	400円	
	5	電子式水分計	1時間	200円	400円	
	6	剛度試験機	1時間	200円	400円	
	7	恒温恒湿器	1時間	420円	420円	
	8	紫外線検出器	1時間	200円	400円	
	9	熱傾斜試験機	1時間	600円	630円	
	10	繊維配向性試験機	1時間	840円	840円	
	11	繊維長分布測定装置	1時間	1,680円	1,680円	
	12	ドレープテスター	1時間	600円	630円	
	13	吸油度試験機	1時間	800円	840円	
	14	摩擦感テスター	1時間	400円	520円	
	15	通気性試験機	1時間	400円	520円	
	16	ハンディ圧縮試験機	1時間	840円	840円	
	17	全自動紙物性測定装置	1時間	200円	400円	
	18	生物顕微鏡	1時間	420円	730円	
	19	実体顕微鏡	1時間	420円	520円	
	20	光沢度計	1時間	420円	420円	
	21	白色度計	1時間	420円	520円	
	22	材料万能試験機	1時間	420円	420円	
	23	水蒸気透過度試験機	1時間	420円	420円	
	24	ガス透過度試験機	1時間	420円	520円	
	25	耐候性試験機	1時間	620円	630円	
	26	自動細孔測定装置	1時間	420円	520円	
	27	粒度分布測定装置	1時間	420円	520円	
	28	万能投影機	1時間	200円	400円	
	29	高圧型破裂度試験機	1時間	420円	520円	
	30	軽荷重引裂度試験機	1時間	420円	420円	
	31	クラーク剛度試験機	1時間	420円	420円	
	32	ハンドルオメーター	1時間	420円	420円	
	33	強制循環式恒温機	1時間	420円	420円	
化学試験用機器	1	遠心分離機	1時間	200円	400円	
	2	PH測定器	1時間	200円	400円	

		3	ホモミキサー	1時間	200円	400円	
		4	電気マッフル炉	1時間	420円	420円	
		5	自動滴定装置	1時間	400円	520円	
		6	倒立型蛍光顕微鏡	1時間	600円	630円	
		7	顕微赤外分光光度計	1時間	1,040円	1,050円	
		8	原子吸光分光光度計	1時間	600円	730円	
		9	熱分解GC/M S分析装置	1時間	1,150円	1,150円	
		10	蛍光X線分析装置	1時間	730円	730円	
		11	低真空走査型電子顕微鏡	1時間	1,570円	1,570円	
		12	攪拌機 <small>かくはん</small>	1時間	200円	400円	
		13	ホットスターラー	1時間	420円	420円	
		14	恒温機	1時間	420円	420円	
		15	低温恒温水槽	1時間	420円	420円	
		16	ウォーターバス	1時間	420円	420円	
		17	オイルバス	1時間	200円	400円	
		18	クールスターラー	1時間	200円	400円	
		19	ホモジナイザー	1時間	200円	400円	
		20	デジタルマイクロスコープ	1時間	420円	420円	
		21	高速液体クロマトグラフ	1時間	940円	940円	
		22	固液界面解析システム	1時間	420円	420円	
		23	攪拌脱泡機 <small>かくはん</small>	1時間	420円	520円	
		24	高圧蒸気滅菌器	1時間	420円	420円	
		25	クリーンベンチ	1時間	420円	420円	
		26	ロータリーエバポレーター	1時間	420円	420円	
		27	ウォーターバスインキュベーター	1時間	420円	420円	
		28	熱分析装置	1時間	620円	630円	
		29	X線回折装置	1時間	520円	520円	
		30	プラズマ発光分光分析装置	1時間	1,570円	1,570円	
		31	分光光度計	1時間	520円	520円	
		32	電子天秤 <small>びん</small>	1時間	420円	420円	
		33	収束イオンビーム装置	1時間	520円	520円	
		34	ガスクロマトグラフ	1時間	520円	520円	
	研修用機器	1	パソコン用プロジェクター	1時間	420円	420円	
建設関係	土木用機器	1	電動式自動ふるい装置	1時間	420円	420円	
		2	モルタルミキサー	1時間	420円	420円	
		3	傾胴型試験用ミキサー	1時間	420円	420円	
		4	コンクリート圧縮試験機	1時間	630円	630円	
		5	試料切断機	1時間	420円	520円	
		6	供試体研磨機	1時間	520円	520円	
		7	土の一軸圧縮試験機	1時間	420円	420円	
		8	土の変水位透水試験機	1時間	420円	520円	
		9	土の自動突き固め装置	1時間	520円	520円	
		10	土のCBR試験機	1時間	520円	520円	
		11	土の定水位透水試験機	1時間	420円	420円	

	12 土の液性限界試験機	1 時間	200円	400円	
--	--------------	------	------	------	--

注1 使用時間が30分以下のときは半額（10円未満切捨て）とし、30分を超えるときは1時間に満たないときでも1時間として計算する。

2 窯業技術センターにおける焼成がま及び炉の使用料は、素焼の場合は、この表に定める額の2分の1（10円未満切捨て）とする。

3 1の規定にかかわらず、紙産業技術センターにおける共同研究室、研修室、控室及び会議室の使用料は、使用時間が1時間に満たないときは1時間とし、使用期間が1月に満たないときは1月として計算する。

4 紙産業技術センターにおける共同研究室の1月の使用料は、この表に定める額に部屋の面積を乗じた額（10円未満切捨て）とする。
（愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則の一部改正）

4 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則（平成21年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後										改 正 前																																																																																																																																																																																																																																							
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>5 県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者に係る愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額は、次の表期間の欄に掲げる期間は、新産業技術研究所規則本則使用料の表及び手数料の表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">使用料 省略 手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">種別</th> <th rowspan="3">細別</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="6">期間</th> </tr> <tr> <th colspan="3">平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間</th> <th colspan="3">平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">繊維産業関係</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">染織整理等試作加工</td> <td>1</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>染色(1)~(4)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(5)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										区分	種別	細別	単位	期間						平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間			平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間			A	B	C	A	B	C	省略				円	円	円	円	円	円							繊維産業関係	省略															染織整理等試作加工	1	省略													2	染色(1)~(4)															省略															(5)													<p>附 則 (経過措置)</p> <p>5 県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者に係る愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額は、次の表期間の欄に掲げる期間は、新産業技術研究所規則本則使用料の表及び手数料の表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">使用料 省略 手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">種別</th> <th rowspan="3">細別</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="6">期間</th> </tr> <tr> <th colspan="3">平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間</th> <th colspan="3">平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">繊維産業関係</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">染織整理等試作加工</td> <td>1</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>染色(1)~(4)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(5)</td> <td></td> <td>1キログラム</td> <td>1.4</td> <td>1.0</td> <td>600</td> <td>1.5</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> <td>20</td> <td>00</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>										区分	種別	細別	単位	期間						平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間			平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間			A	B	C	A	B	C	省略				円	円	円	円	円	円						繊維産業関係	省略														染織整理等試作加工	1	省略												2	染色(1)~(4)														省略														(5)		1キログラム	1.4	1.0	600	1.5	1.3	1.0	20	00	70	60	50
区分	種別	細別	単位	期間																																																																																																																																																																																																																																													
				平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間			平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間																																																																																																																																																																																																																																										
				A	B	C	A	B	C																																																																																																																																																																																																																																								
省略				円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																								
繊維産業関係	省略																																																																																																																																																																																																																																																
	染織整理等試作加工	1	省略																																																																																																																																																																																																																																														
		2	染色(1)~(4)																																																																																																																																																																																																																																														
			省略																																																																																																																																																																																																																																														
			(5)																																																																																																																																																																																																																																														
区分	種別	細別	単位	期間																																																																																																																																																																																																																																													
				平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間			平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間																																																																																																																																																																																																																																										
				A	B	C	A	B	C																																																																																																																																																																																																																																								
省略				円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																								
繊維産業関係	省略																																																																																																																																																																																																																																																
	染織整理等試作加工	1	省略																																																																																																																																																																																																																																														
		2	染色(1)~(4)																																																																																																																																																																																																																																														
			省略																																																																																																																																																																																																																																														
			(5)		1キログラム	1.4	1.0	600	1.5	1.3	1.0	20	00	70	60	50																																																																																																																																																																																																																																	

省 略 (6)	省 略 (7)
省 略 (7)	省 略 (8)
省 略	省 略
3 ~ 5 省 略	3 ~ 5 省 略
省 略	省 略
省 略	省 略

注 省略

○愛媛県規則第25号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（支出決議書の作成）</p> <p>第43条 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書（官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 児童手当及び子ども手当</p> <p>(3)～(10) 省略</p> <p>(11) 児童手当法（昭和46年法律第73号）及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づく負担金</p> <p>(12)～(28) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（資金前渡のできる経費）</p> <p>第49条 資金前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 児童手当及び子ども手当</p> <p>(2)～(21) 省略</p> <p>（給与等の支払の方法）</p> <p>第75条 報酬、法第204条の規定による給料及び手当（退職手当を除く。）、賃金（日日雇用する者の賃金を除く。）並びに児童手</p>	<p>（支出決議書の作成）</p> <p>第43条 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を、債権者から提出された請求書（官公署の発行する納入告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）により、支出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書を作成することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 児童手当 _____</p> <p>(3)～(10) 省略</p> <p>(11) 児童手当法（昭和46年法律第73号） _____ に基づく負担金</p> <p>(12)～(28) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（資金前渡のできる経費）</p> <p>第49条 資金前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 児童手当 _____</p> <p>(2)～(21) 省略</p> <p>（給与等の支払の方法）</p> <p>第75条 報酬、法第204条の規定による給料及び手当（退職手当を除く。）、賃金（日日雇用する者の賃金を除く。）並びに児童手</p>

当及び子ども手当（以下「給与等」という。）は、口座振替の方法により職員に支払う場合を除き、給与等の資金前渡担任者（以下「給与資金前渡担任者」という。）に資金を前渡して支払をさせるものとする。ただし、資金前渡の方法により難しいときは、この限りでない。

（歳入歳出外現金等の区分）

第115条 県が保管する歳入歳出外現金等は、次表により区分するものとする。

歳入歳出外現金	省略 _____ 省略
省略	

（入札保証金に代わる担保）

第136条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付にかえて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- (4) 省略

2 省略

様式第1号（第6条関係） 出納員その他の会計職員異動届

省略

- 注 1 省略
- 2 設置場所欄には、当該出納員その他の会計職員が会計事務を担当する本庁各課又は地方機関（支所等）名を記入すること。
- 3～5 省略

当_____（以下「給与等」という。）は、口座振替の方法により職員に支払う場合を除き、給与等の資金前渡担任者（以下「給与資金前渡担任者」という。）に資金を前渡して支払をさせるものとする。ただし、資金前渡の方法により難しいときは、この限りでない。

（歳入歳出外現金等の区分）

第115条 県が保管する歳入歳出外現金等は、次表により区分するものとする。

歳入歳出外現金	省略 医療技術大学奨学研究費交付金 省略
省略	

（入札保証金に代わる担保）

第136条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付にかえて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 資金運用部資金法（昭和26年法律第100号）第7条第1項第9号の規定による金融債
- (4) 省略

2 省略

様式第1号（第6条関係） 出納員その他の会計職員異動届

省略

- 注 1 省略
- 2 設置場所欄には、当該出納員その他の会計職員が会計事務を担当する本庁各課又は地方機関（分場等）名を記入すること。
- 3～5 省略

様式第44号（その1）中「児童手当」を「児童子ども」に改める。
様式第46号（その2）中「児童手当」を「児童・子」に改める。
様式第47号（その1）中「児童手当」を「児童子ども」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第422号

愛媛県がん対策推進委員会規程を次のように定める。

平成22年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県がん対策推進委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、愛媛県がん対策推進条例（平成22年愛媛県条例第26号）第12条第6項の規定に基づき、愛媛県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

2 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

（会長及び副会長）

第3条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(意見の聴取)

第5条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部管理局医療対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県告示第423号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 河川の名称

- 二級河川契川水系契川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成22年 3月31日
- 3 廃川敷地等の位置
四国中央市妻鳥町字上屋敷2062番 3地先から2059番 1地先の公有地地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地(河川管理施設を含む。) 204.93平方メートル

○愛媛県告示第424号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲(昭和39年 3月愛媛県告示第283号)の一部を次のように改正し、平成22年 4月 1日から施行する。

平成22年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
次のものを除く使用料及び手数料 1 使用料 (1)～(9) 省略 (10) 保健所使用料 _____ (11)～(23) 省略 (24) 1件1万円以上のもの(産業技術研究所紙産業技術センター機器使用料及び産業技術研究所窯業技術センター機器使用料を除く。) 2 省略	次のものを除く使用料及び手数料 1 使用料 (1)～(9) 省略 (10) 保健所使用料(保菌検査・性病検査・寄生虫検査) (11)～(23) 省略 (24) 1件1万円以上のもの(産業技術研究所紙産業技術センター機器使用料 _____ を除く。) 2 省略

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
 同 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸

(1) 共通

ア～セ 省略

ソ 補助助成状況調 様式第41号

タ 委託事業実施状況調 様式第42号

チ 省略

ツ 省略

テ 省略

ト 省略

ナ 省略

ニ 省略

ヌ 省略

ネ 省略

(2) 本庁各課

ア～セ 省略

ソ 省略

タ 省略

(3) 省略

2 前項の規定により監査委員に提出する書類の部数は、監査委員が定める。

(検査提出書類)

第5条 検査を受ける会計管理者及び管理者は、次に掲げる書類__ __を作成し、指定の期日までに監査委員に提出するものとする。

(1)～(3) 省略

2 前項の規定により監査委員に提出する書類の部数は、監査委員が定める。

第6条 省略

様式第2号(第3条関係)

目次

省略

注 1 省略

2 監査調書作成基準は次のとおりとする。

(1) 概況(おおむね次の事項を要約して記載すること。)

ア～ウ 省略

エ 事務事業の実施状況(所管事項の順序で記載し、事業実施は前年度実績と比較するとともに、当該事業の本年度の予算額、決算額、繰越額及び戻入未済額を記載すること。)

(2)～(7) 省略

様式第12号(第3条関係) 授業料調定収入状況調

省略

注 1 この調は、授業料を徴収する地方機関について作成すること。

2 _____ 転編入者については、その旨備考欄に記載すること。

(1) 共通

ア～セ 省略

ソ 省略

タ 省略

チ 省略

ツ 省略

テ 省略

ト 省略

ナ 省略

ニ 省略

(2) 本庁各課

ア～セ 省略

ソ 補助助成状況調 様式第41号

タ 委託事業実施状況調 様式第42号

チ 省略

ツ 省略

(3) 省略

(検査提出書類)

第5条 検査を受ける会計管理者及び管理者は、次に掲げる書類10部を作成し、指定の期日までに監査委員に提出するものとする。

(1)～(3) 省略

(執行年月日の記載等)

第6条 監査委員は、監査及び検査を終了したときは、経理に関する帳簿又は書類に執行年月日を記載し、記名押印するものとする。

第7条 省略

様式第2号(第3条関係)

目次

省略

注 1 省略

2 監査調書作成基準は次のとおりとする。

(1) 概況(おおむね次の事項を要約して記載すること。)

ア～ウ 省略

エ 事務事業の実施状況(所管事項の順序で記載し、事業実施は前年度実績と比較するとともに、当該事業の本年度の予算現額及び決算額 _____ を記載すること。)

(2)～(7) 省略

様式第12号(第3条関係) 授業料調定収入状況調

省略

注 1 この調は、授業料を徴収する学校 _____ について作成すること。

2 高等学校においては、全日制と定時制に区分し、それぞれ別業に作成すること。

3 県外及び私立学校よりの転編入者については、その旨備考欄に記載すること。

様式第41号（第3条関係） 補助助成状況調

年度補助助成状況調（ 課 地方機関） 月 日現在
省略

注 省略

様式第42号（第3条関係） 委託事業実施状況調

年度委託事業実施状況調（ 課 地方機関） 月 日現在
省略

注 省略

様式第76号（第6条関係） 省略

様式第77号（第6条関係） 省略

様式第78号（第6条関係） 省略

様式第79号（第6条関係） 省略

様式第41号（第3条関係） 補助助成状況調

年度補助助成状況調（ 課 ） 年 月 日現在
省略

注 省略

様式第42号（第3条関係） 委託事業実施状況調

年度委託事業実施状況調（ 課 ） 年 月 日現在
省略

注 省略

様式第76号（第7条関係） 省略

様式第77号（第7条関係） 省略

様式第78号（第7条関係） 省略

様式第79号（第7条関係） 省略

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第2号

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 省略 <u>（奨学金の貸与月額）</u></p> <p>第3条 <u>奨学金の貸与月額は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の出願手続は、<u>第4条</u>の方法に準じる。</p> <p>4 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略 <u>（奨学金の貸与月額の変更）</u></p> <p>第12条 <u>奨学生は、奨学金の貸与月額の変更を希望するときは、奨学資金貸与月額変更申請書（第6号様式）を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定による奨学資金貸与月額変更申請書の提出があつたときは、審査の上、予算の範囲内において、貸与月</u></p>	<p>第2条 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の出願手続は、<u>第3条</u>の方法に準じる。</p> <p>4 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p>

額の変更を決定し、学校長を経て本人に通知する。

3 前2項の場合のほか、奨学生に条例第5条第1項の表左欄に掲げる区分の変更が生じた場合で、同項の規定により奨学金の貸与月額を減額したときは、学校長を経て本人に通知する。

第13条 省略

(奨学生の辞退)

第14条 奨学生を辞退しようとするときは、連帯保証人と連署した奨学生辞退届(第7号様式)を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 省略

(借用証書の提出)

第15条 奨学生が、奨学生でなくなつたときは、貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人と連署した奨学金借用証書(第8号様式)及び返還明細書(第9号様式)に当該連帯保証人の印鑑証明書を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

第16条 省略

第17条 省略

(奨学金の返還猶予の手続)

第18条 条例第10条の規定により奨学金の返還猶予を受けようとする者は、連帯保証人と連署した奨学金返還猶予願(第10号様式)に、その事由を証明することのできる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第19条 奨学生が死亡し、又は奨学生であつた者が奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族又はこれに代わる者は、死亡届(第11号様式)に、戸籍抄本を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金返還免除の手続)

第20条 条例第11条の規定により奨学金の返還免除を受けようとする者は、連帯保証人と連署した奨学金返還免除願(第12号様式)に、その事由を証明することのできる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

第21条 省略

第22条 省略

別表(第3条関係)

区分		月額
1 国、地方公共団体、 国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人が設置する高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程	自宅通学のとき	5,000円、10,000円、 15,000円又は18,000円
	自宅外通学のとき	5,000円、10,000円、 15,000円、20,000円又は 23,000円
2 私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程	自宅通学のとき	5,000円、10,000円、 15,000円、20,000円、 25,000円又は30,000円
	自宅外通学のとき	5,000円、10,000円、 15,000円、20,000円、 25,000円、30,000円又は 35,000円

第11条 省略

(奨学生の辞退)

第12条 奨学生を辞退しようとするときは、連帯保証人と連署した奨学生辞退届(第6号様式)を、学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 省略

(借用証書の提出)

第13条 奨学生が、奨学生でなくなつたときは、貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人と連署した奨学金借用証書(第7号様式)及び返還明細書(第8号様式)に当該連帯保証人の印鑑証明書を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

第14条 省略

第15条 省略

(奨学金の返還猶予の手続)

第16条 条例第10条の規定により奨学金の返還猶予を受けようとする者は、連帯保証人と連署した奨学金返還猶予願(第9号様式)に、その事由を証明することのできる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第17条 奨学生が死亡し、又は奨学生であつた者が奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族又はこれに代わる者は、死亡届(第10号様式)に、戸籍抄本を添えて、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金返還免除の手続)

第18条 条例第11条の規定により奨学金の返還免除を受けようとする者は、連帯保証人と連署した奨学金返還免除願(第11号様式)に、その事由を証明することのできる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

第19条 省略

第20条 省略

第 1 号様式 (第 4 条関係) 愛媛県奨学生願書

省略		
通学 形態	自宅通学・自宅外通学	貸与希望 月 額 _____ 円
省略		

(注) 省略

第 2 号様式 (第 4 条関係) 省略

第 3 号様式 (第 6 条関係) 進学届兼確認書

省略

確 認 書

上記の進学届を提出するに当たり、奨学金については、
自宅通学
の月額 _____ 円の貸与を希望することを確認し
自宅外通学
ます。

省略

(注) 省略

第 4 号様式 (第 9 条関係) 省略

第 5 号様式 (第 11 条、第 16 条関係) 省略

第 7 号様式 (第 14 条関係) 省略

第 8 号様式 (第 15 条関係) 省略

第 9 号様式 (第 15 条関係) 省略

第 10 号様式 (第 18 条関係) 省略

第 11 号様式 (第 19 条関係) 省略

第 12 号様式 (第 20 条関係) 省略

第 1 号様式 (第 3 条関係) 愛媛県奨学生願書

省略	
通学 形態	自宅通学・自宅外通学 (自宅外通学に係る奨学金の貸与の 希望 有 ・ 無)
省略	

(注) 省略

第 2 号様式 (第 3 条関係) 省略

第 3 号様式 (第 5 条関係) 進学届兼確認書

省略

確 認 書

上記の進学届を提出するに当たり、奨学金については、
自宅通学
の貸与額 _____ を希望することを確認し
自宅外通学
ます。

省略

(注) 省略

第 4 号様式 (第 8 条関係) 省略

第 5 号様式 (第 10 条、第 14 条関係) 省略

第 6 号様式 (第 12 条関係) 省略

第 7 号様式 (第 13 条関係) 省略

第 8 号様式 (第 13 条関係) 省略

第 9 号様式 (第 16 条関係) 省略

第 10 号様式 (第 17 条関係) 省略

第 11 号様式 (第 18 条関係) 省略

第 5 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 6 号様式 (第12条関係) 奨学金貸与月額変更申請書

奨学金貸与月額変更申請書

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

決 定 番 号

在学学校名 (科)

本 人 住 所

氏 名

㊞

連帯保証人 住 所

氏 名

㊞

下記のとおり奨学金の貸与月額の変更を受けたいので申請します。

変 更 前	貸 与 区 分	自宅通学 ・ 自宅外通学
	貸 与 月 額	円
変 更 後	貸 与 区 分	自宅通学 ・ 自宅外通学
	貸 与 月 額	円
変 更 開 始 希 望 時 期		年 月分から
変 更 事 由		

- (注) 1 貸与区分の欄は、該当する文字を で囲むこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第 3号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則及び愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則及び愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則

(技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第 1 条 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休日)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p><u>エ 勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について第10条の 2 第 1 項の規定に基づき超勤代休時間(同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。)を指定された日</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第 2 条の 2 所属長は、休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(以下「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第10条の 2 第 1 項の規定に基づき超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。次項において同じ。)を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする 8 週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等 _____ について行わなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>(超勤代休時間)</p> <p>第10条の 2 所属長は、技能労務職員の給与に関する規則(昭和49年愛媛県教育委員会規則第 8 号)第 2 条の規定により技能労務職員の給与に関する規程(昭和32年愛媛県訓第1367号)の適用を受ける職員の例により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、人事委員会規則の例により、勤務日等(休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p><u>2 所属長は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。</u></p> <p><u>3 第 1 項の規定に基づき超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u></p>	<p>(休日)</p> <p>第 2 条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第 2 条の 2 所属長は、休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(以下「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(_____ 休日を除く。 _____)を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする 8 週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第10条 省略</p>

第10条の3 省略

第10条の2 省略

(愛媛県立学校管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(代休日等) 第25条の2 省略 2 省略 3 校長が指定する教頭は、職員に超勤代休時間を指定することができる。	(代休日等) 第25条の2 省略 2 省略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第4号

義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定(昭和47年9月愛媛県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>今治地区</td><td>今治市</td></tr> <tr><td>越智地区</td><td>越智郡</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>東温地区</td><td>東温市</td></tr> <tr><td>上浮穴地区</td><td>上浮穴郡</td></tr> <tr><td>伊予地区</td><td>伊予市</td></tr> <tr><td>松前・砥部地区</td><td>伊予郡</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>宇和島地区</td><td>宇和島市</td></tr> <tr><td>北宇和地区</td><td>北宇和郡</td></tr> <tr><td>南宇和地区</td><td>南宇和郡</td></tr> </tbody> </table>	名称	区域	省略		今治地区	今治市	越智地区	越智郡	省略		東温地区	東温市	上浮穴地区	上浮穴郡	伊予地区	伊予市	松前・砥部地区	伊予郡	省略		宇和島地区	宇和島市	北宇和地区	北宇和郡	南宇和地区	南宇和郡	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>今治地区</td><td>今治市、越智郡</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>東温・上浮穴地区</td><td>東温市、上浮穴郡</td></tr> <tr><td>伊予地区</td><td>伊予市、伊予郡</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td>宇和島地区</td><td>宇和島市、北宇和郡、南宇和郡</td></tr> </tbody> </table>	名称	区域	省略		今治地区	今治市、越智郡	省略		東温・上浮穴地区	東温市、上浮穴郡	伊予地区	伊予市、伊予郡	省略		宇和島地区	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡
名称	区域																																										
省略																																											
今治地区	今治市																																										
越智地区	越智郡																																										
省略																																											
東温地区	東温市																																										
上浮穴地区	上浮穴郡																																										
伊予地区	伊予市																																										
松前・砥部地区	伊予郡																																										
省略																																											
宇和島地区	宇和島市																																										
北宇和地区	北宇和郡																																										
南宇和地区	南宇和郡																																										
名称	区域																																										
省略																																											
今治地区	今治市、越智郡																																										
省略																																											
東温・上浮穴地区	東温市、上浮穴郡																																										
伊予地区	伊予市、伊予郡																																										
省略																																											
宇和島地区	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡																																										

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局

教 育 機 関

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

平成22年 3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県教職員安全衛生管理規程（平成21年 4月愛媛県教育委員会訓令第 4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																		
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条 第 3 条）</p> <p>第 2 章 安全衛生管理体制（第 4 条 第 14 条）</p> <p>第 3 章 健康障害等の予防措置（第 15 条 第 18 条）</p> <p>第 4 章 健康診断等（第 19 条 第 22 条）</p> <p>第 5 章 雑則（第 23 条 第 25 条）</p> <p>附則</p> <p>（産業医）</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項に定める者のほか _____、必要に応じ、産業医の指導の下に教職員の健康管理業務を行う医師、保健師その他必要な資格を有する者を委嘱することができる。</p> <p>4～7 省略</p> <p>別表第 2（第 19 条関係） 健康診断の種類及び内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象職員</th> <th>検査項目</th> <th>実施回数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">そ の が ん 他 検 診 の 健 康 診 断</td> <td>子宮 20歳以上 28歳以下 の偶数年 齢及び30 歳以上の 女子職員</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第 3 号（第 9 条関係） 作業主任者選任報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作 業 区 分</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p>	種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考	省略					そ の が ん 他 検 診 の 健 康 診 断	子宮 20歳以上 28歳以下 の偶数年 齢及び30 歳以上の 女子職員	省略			省略				省略		作 業 区 分	省略	省略		<p>（産業医）</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項に定める者のほか、<u>事務局にあっては</u>、必要に応じ、産業医の指導の下に教職員の健康管理業務を行う医師 _____ を委嘱することができる。</p> <p>4～7 省略</p> <p>別表第 2（第 19 条関係） 健康診断の種類及び内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象職員</th> <th>検査項目</th> <th>実施回数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">そ の が ん 他 検 診 の 健 康 診 断</td> <td>子宮 _____ 省略 _____ 30 歳以上の 女子職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第 3 号（第 9 条関係） 作業主任者選任報告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常時勤務する職員数</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p>	種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考	省略					そ の が ん 他 検 診 の 健 康 診 断	子宮 _____ 省略 _____ 30 歳以上の 女子職員				省略				省略		常時勤務する職員数	省略	省略	
種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考																																															
省略																																																			
そ の が ん 他 検 診 の 健 康 診 断	子宮 20歳以上 28歳以下 の偶数年 齢及び30 歳以上の 女子職員	省略																																																	
	省略																																																		
省略																																																			
作 業 区 分	省略																																																		
省略																																																			
種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考																																															
省略																																																			
そ の が ん 他 検 診 の 健 康 診 断	子宮 _____ 省略 _____ 30 歳以上の 女子職員																																																		
	省略																																																		
省略																																																			
常時勤務する職員数	省略																																																		
省略																																																			

附 則

この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 2 - 22

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 2 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任事務)</p> <p>第 2 条 法及びこれに基く条例並びに規則に別段の定めがある場合の外、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p>(19) 事務局職員の児童手当及び子ども手当の認定に関すること。</p> <p>(20)～(26) 省略</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第 2 条 法及びこれに基く条例並びに規則に別段の定めがある場合の外、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(18) 省略</p> <p>(19) 事務局職員の児童手当の決定 _____ に関すること。</p> <p>(20)～(26) 省略</p>

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 6 - 182

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 - 159）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第 2 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>愛媛県土地開発公社</p> <p>公立大学法人愛媛県立医療技術大学</p> <p>省略</p> <p>財団法人砂防・地すべり技術センター（昭和50年 7月29日に財団法人砂防・地すべり技術センターという名称で設立された法人をいう。）</p> <p>公立学校共済組合</p> </div>	<p>別表（第 2 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>愛媛県土地開発公社</p> <p>_____</p> <p>省略</p> <p>財団法人砂防・地すべり技術センター（昭和50年 7月29日に財団法人砂防・地すべり技術センターという名称で設立された法人をいう。）</p> <p>_____</p> </div>

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 6 - 183

職員の採用及び昇任に関する規則及び一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の採用及び昇任に関する規則及び一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正）

第 1 条 職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 - 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(選考により採用する職)</p> <p>第 6 条 次に掲げる職への採用は、人事委員会の行う選考によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第 1 号）第 4 条の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職</p>	<p>(選考により採用する職)</p> <p>第 6 条 次に掲げる職への採用は、人事委員会の行う選考によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

<p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(選考の委任)</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 <u>第6条第6号</u>に規定する職へ採用する場合の選考であつて、人事委員会が適当であると認めるものは、任命権者に委任する。</p>	<p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(選考の委任)</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 <u>第6条第5号</u>に規定する職へ採用する場合の選考であつて、人事委員会が適当であると認めるものは、任命権者に委任する。</p>
---	---

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 6 - 162) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 省略</p> <p>(条例第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の号給の決定の特例)</p> <p>第9条 条例第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の号給は、<u>初任給等規則第13条から第15条の2までの規定にかかわらず、その者が従事する業務に応じてあらかじめ人事委員会と協議して定める基準に従い決定することができる。</u></p> <p>第10条 省略</p>	<p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 6 - 184

一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 6 - 162) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(第2条第2項任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)</p> <p>第6条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「第2条第2項任期付職員」という。) であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の採用及び昇任に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 6 - 5) の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 43。以下「初任給等規則」という。) 別表第11から別表第18までに定める級別資格基準表 (以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。) の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(第2条第2項任期付職員の号給の決定の特例)</p> <p>第7条 新たに第2条第2項任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き</p>	<p>(第2条第2項任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)</p> <p>第6条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「第2条第2項任期付職員」という。) であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の採用及び昇任に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 6 - 5) の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 43。以下「初任給等規則」という。) 別表第11から別表第19までに定める級別資格基準表 (以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。) の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(第2条第2項任期付職員の号給の決定の特例)</p> <p>第7条 新たに第2条第2項任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き</p>

続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給等規則別表第23から別表第30までに定める初任給基準表（以下この条において「初任給基準表」という。）を適用して得られる初任給（前条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給等規則別表第23から別表第31までに定める初任給基準表（以下この条において「初任給基準表」という。）を適用して得られる初任給（前条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

（職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第2条 職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理職手当）</p> <p>第18条 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合（条例第21条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の在職する特定法人（公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（<u>当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。</u>）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、管理職手当は支給することができない。</p>	<p>（管理職手当）</p> <p>第18条 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合（条例第21条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の在職する特定法人（公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤 _____ _____ による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、管理職手当は支給することができない。</p>

（職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正）

第3条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>（産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 条例第9条に定める「特に危険性を有する薬品を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、特に危険である薬品の試験等に直接従事する場合をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">勤務箇所名</th> <th style="text-align: center;">業 務 の 内 容</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>3 条例第9条に定める「病理細菌を取り扱う業務」とは、次に掲</p>	勤務箇所名	業 務 の 内 容	省略	省略	省略	省略	<p>（産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 条例第9条に定める「特に危険性を有する薬品を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、特に危険である薬品の試験等に直接従事する場合をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">勤務箇所名</th> <th style="text-align: center;">業 務 の 内 容</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療技術大学</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>3 条例第9条に定める「病理細菌を取り扱う業務」とは、次に掲</p>	勤務箇所名	業 務 の 内 容	省略	省略	医療技術大学	省略	省略	省略
勤務箇所名	業 務 の 内 容														
省略	省略														
省略	省略														
勤務箇所名	業 務 の 内 容														
省略	省略														
医療技術大学	省略														
省略	省略														

げる勤務箇所の試験室等において、危険である細菌検査の研究又は製造等に従事する場合をいう。

勤務箇所名	業 務 の 内 容
省略	省略
省略	

げる勤務箇所の試験室等において、危険である細菌検査の研究又は製造等に従事する場合をいう。

勤務箇所名	業 務 の 内 容
省略	省略
医療技術大学	
省略	

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 4 条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 43) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務の級の分類基準)</p> <p>第 3 条 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第 1 から別表第 8 まで (級別標準職務表) に定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表第 10 (級別職務区分表) に定めるところによる。</p> <p>(級別資格基準)</p> <p>第 4 条 級別資格基準は、次に掲げる基準表のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (8) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(職務の級の決定)</p> <p>第 9 条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。</p> <p>ア ~ ク 省略</p> <p>(2) ・ (3) 省略</p> <p>(初任給基準表の種類)</p> <p>第 10 条 初任給基準表の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ~ (8) 省略</p> <p>(特殊の職に採用する場合等の号給)</p> <p>第 17 条 次に掲げる場合において、号給の決定について第 15 条又は第 15 条の 2 の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。</p> <p>(1) 顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要のある教授 _____、助教授、研究員、医師等の職に職員を採用しようとする場合</p> <p>(2) 省略</p> <p>(昇格の特例)</p> <p>第 21 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和 63 年愛媛県条例第 4 号) 第 3 条第 1 項に規定する派遣職員 (以下「外国派遣職員」という。) が職務に復帰した場合 _____</p>	<p>(職務の級の分類基準)</p> <p>第 3 条 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第 1 から別表第 9 まで (級別標準職務表) に定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表第 10 (級別職務区分表) に定めるところによる。</p> <p>(級別資格基準)</p> <p>第 4 条 級別資格基準は、次に掲げる基準表のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (8) 省略</p> <p><u>(9) 大学教育職員給料表級別資格基準表 (別表第 19)</u></p> <p>2 省略</p> <p>(職務の級の決定)</p> <p>第 9 条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。</p> <p>ア ~ ク 省略</p> <p><u>ケ 大学教育職員給料表の職務の級 2 級以上</u></p> <p>(2) ・ (3) 省略</p> <p>(初任給基準表の種類)</p> <p>第 10 条 初任給基準表の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ~ (8) 省略</p> <p><u>(9) 大学教育職員給料表初任給基準表 (別表第 31)</u></p> <p>(特殊の職に採用する場合等の号給)</p> <p>第 17 条 次に掲げる場合において、号給の決定について第 15 条又は第 15 条の 2 の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。</p> <p>(1) 顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要のある教授、<u>准教授</u>、助教授、研究員、医師等の職に職員を採用しようとする場合</p> <p>(2) 省略</p> <p>(昇格の特例)</p> <p>第 21 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和 63 年愛媛県条例第 4 号) 第 3 条第 1 項に規定する派遣職員 (以下「外国派遣職員」という。) が職務に復帰した場合又は職員の分限に関する条例 (昭和 26 年愛媛県条例第 43 号) 第 2 条の規定により休職にされた職員 (以下「研究休職職員」と</p>

_____において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 省略

(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)

第29条 職員給与条例第4条第6項の人事委員会規則で定める職員又は教育職員給与条例第7条第3項の人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる職員とする。

(1)~(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第31条 職員給与条例第4条第7項の人事委員会で定める職員は、医療職給料表(→)_____の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、57歳とする。

2 省略

(復職時等における号給の調整)

第36条の2 省略

2 外国派遣職員が職務に復帰した場合 _____ における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

別表第9 削除

別表第10(第3条関係)

級別職務区分表

1 行政職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務部局	省略 _____
	省略	
省略		
9級	知事の事務部局	省略 _____
	省略	

2~8 省略

いう。)が復職した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 省略

(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)

第29条 職員給与条例第4条第6項の人事委員会規則で定める職員又は教育職員給与条例第7条第3項の人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる職員とする。

(1)~(5) 省略

(6) 大学教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

(7) 省略

(8) 省略

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第31条 職員給与条例第4条第7項の人事委員会で定める職員は、医療職給料表(→)又は大学教育職員給料表の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、57歳とする。

2 省略

(復職時等における号給の調整)

第36条の2 省略

2 外国派遣職員が職務に復帰した場合又は研究休職職員が復職した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

別表第9(第3条関係)

大学教育職員給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	大学の助教又は助手の職務
2級	大学の講師の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の学長、学部長又は教授の職務

別表第10(第3条関係)

級別職務区分表

1 行政職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務部局	省略 医療技術大学総務課長 省略
	省略	
省略		
9級	知事の事務部局	省略 医療技術大学事務局長
	省略	

2~8 省略

9 大学教育職員給料表級別職務区分表

職務の 級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
1 級	助教 助手
2 級	講師
3 級	准教授
4 級	学長 学部長 学科長 地域交流センター長 学生部長 図書館長 教授

別表第19 削除

別表第19 (第4条関係)

大学教育職員給料表級別資格基準表

職 種	学 歴 免 許 等	職 務 の 級
		1 級
学 長 学 部 長	大学卒	0
	短大卒	0
教 授	大学卒	0
	短大卒	0
准 教 授	大学卒	0
	短大卒	0
講 師	大学卒	0
	短大卒	0
助 教 助 手	大学卒	0
	短大卒	2.5

別表第31 削除

別表第31 (第10条関係)

大学教育職員給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 教 助 手	博士課程(大学6卒後のものに限る。)修了	1級37号給
	博士課程(大学6卒後のものを除く。)修了	1級31号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	1級13号給
	大学卒	1級1号給

別表第32 (第36条の2関係)

休職期間等調整換算表

別表第32 (第36条の2関係)

休職期間等調整換算表

休 職 等 の 期 間	換 算 率
職員給与条例第21条第1項若しくは教育職員給与条例第20条第1項に規定する休職又は職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員休暇条例」という。）第3条第2項若しくは教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員休暇条例」という。）第4条第2項の規定による有給休暇のうち通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病に係る休暇若しくは職員休暇条例第6条の規定若しくは教育職員休暇条例第7条の規定による休暇の期間	省略
省略	

備考 外国派遣職員並びに公益的法人等派遣職員及び退職派遣者に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の業務並びに公益的法人等派遣職員の派遣先団体及び退職派遣者の在職する特定法人の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）を公務とみなす。

別表第33（第22条関係）

昇 格 時 号 給 対 応 表

1～8 省略

休 職 等 の 期 間	換 算 率
職員給与条例第21条第1項若しくは教育職員給与条例第20条第1項に規定する休職又は職員休暇条例 第3条第2項若しくは教育職員休暇条例 第4条第2項の規定による有給休暇のうち通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病に係る休暇若しくは職員休暇条例第6条の規定若しくは教育職員休暇条例第7条の規定による休暇の期間	省略
研究休職職員の休職の期間	3 — 以下 3
省略	

備考 外国派遣職員並びに公益的法人等派遣職員及び退職派遣者に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の業務並びに公益的法人等派遣職員の派遣先団体及び退職派遣者の在職する特定法人の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤

を含む。）を公務とみなす。

別表第33（第22条関係）

昇 格 時 号 給 対 応 表

1～8 省略

9 大学教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1

<u>15</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
<u>16</u>	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>1</u>
<u>17</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	<u>1</u>
<u>18</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>1</u>
<u>19</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>1</u>
<u>20</u>	<u>1</u>	<u>8</u>	<u>1</u>
<u>21</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	<u>1</u>
<u>22</u>	<u>2</u>	<u>10</u>	<u>1</u>
<u>23</u>	<u>3</u>	<u>11</u>	<u>1</u>
<u>24</u>	<u>4</u>	<u>12</u>	<u>1</u>
<u>25</u>	<u>5</u>	<u>13</u>	<u>1</u>
<u>26</u>	<u>6</u>	<u>14</u>	<u>1</u>
<u>27</u>	<u>7</u>	<u>15</u>	<u>1</u>
<u>28</u>	<u>8</u>	<u>16</u>	<u>1</u>
<u>29</u>	<u>9</u>	<u>17</u>	<u>1</u>
<u>30</u>	<u>10</u>	<u>18</u>	<u>2</u>
<u>31</u>	<u>11</u>	<u>19</u>	<u>3</u>
<u>32</u>	<u>12</u>	<u>20</u>	<u>4</u>
<u>33</u>	<u>13</u>	<u>21</u>	<u>5</u>
<u>34</u>	<u>14</u>	<u>22</u>	<u>6</u>
<u>35</u>	<u>15</u>	<u>23</u>	<u>7</u>
<u>36</u>	<u>16</u>	<u>24</u>	<u>8</u>
<u>37</u>	<u>17</u>	<u>25</u>	<u>9</u>
<u>38</u>	<u>18</u>	<u>26</u>	<u>10</u>
<u>39</u>	<u>19</u>	<u>27</u>	<u>11</u>
<u>40</u>	<u>20</u>	<u>28</u>	<u>12</u>
<u>41</u>	<u>21</u>	<u>29</u>	<u>13</u>
<u>42</u>	<u>22</u>	<u>30</u>	<u>14</u>
<u>43</u>	<u>23</u>	<u>31</u>	<u>15</u>
<u>44</u>	<u>24</u>	<u>32</u>	<u>16</u>
<u>45</u>	<u>25</u>	<u>33</u>	<u>17</u>
<u>46</u>	<u>26</u>	<u>34</u>	<u>18</u>
<u>47</u>	<u>27</u>	<u>35</u>	<u>19</u>
<u>48</u>	<u>28</u>	<u>36</u>	<u>20</u>
<u>49</u>	<u>29</u>	<u>37</u>	<u>21</u>
<u>50</u>	<u>30</u>	<u>38</u>	<u>21</u>
<u>51</u>	<u>31</u>	<u>39</u>	<u>22</u>
<u>52</u>	<u>32</u>	<u>40</u>	<u>22</u>
<u>53</u>	<u>33</u>	<u>41</u>	<u>23</u>
<u>54</u>	<u>33</u>	<u>41</u>	<u>23</u>
<u>55</u>	<u>33</u>	<u>42</u>	<u>24</u>
<u>56</u>	<u>34</u>	<u>42</u>	<u>24</u>
<u>57</u>	<u>34</u>	<u>43</u>	<u>25</u>
<u>58</u>	<u>34</u>	<u>43</u>	<u>25</u>

<u>59</u>	<u>35</u>	<u>44</u>	<u>25</u>
<u>60</u>	<u>35</u>	<u>44</u>	<u>26</u>
<u>61</u>	<u>35</u>	<u>45</u>	<u>26</u>
<u>62</u>	<u>36</u>	<u>46</u>	<u>26</u>
<u>63</u>	<u>36</u>	<u>47</u>	<u>27</u>
<u>64</u>	<u>36</u>	<u>48</u>	<u>27</u>
<u>65</u>	<u>37</u>	<u>49</u>	<u>27</u>
<u>66</u>	<u>37</u>	<u>50</u>	<u>28</u>
<u>67</u>	<u>38</u>	<u>51</u>	<u>28</u>
<u>68</u>	<u>38</u>	<u>52</u>	<u>28</u>
<u>69</u>	<u>39</u>	<u>53</u>	<u>29</u>
<u>70</u>	<u>39</u>	<u>54</u>	<u>29</u>
<u>71</u>	<u>40</u>	<u>55</u>	<u>30</u>
<u>72</u>	<u>40</u>	<u>56</u>	<u>30</u>
<u>73</u>	<u>41</u>	<u>57</u>	<u>31</u>
<u>74</u>	<u>41</u>	<u>57</u>	<u>31</u>
<u>75</u>	<u>42</u>	<u>58</u>	<u>32</u>
<u>76</u>	<u>42</u>	<u>58</u>	<u>32</u>
<u>77</u>	<u>43</u>	<u>59</u>	<u>33</u>
<u>78</u>	<u>43</u>	<u>59</u>	<u>33</u>
<u>79</u>	<u>44</u>	<u>60</u>	<u>33</u>
<u>80</u>	<u>44</u>	<u>60</u>	<u>34</u>
<u>81</u>	<u>45</u>	<u>61</u>	<u>34</u>
<u>82</u>	<u>45</u>	<u>61</u>	<u>34</u>
<u>83</u>	<u>46</u>	<u>62</u>	<u>35</u>
<u>84</u>	<u>46</u>	<u>62</u>	<u>35</u>
<u>85</u>	<u>47</u>	<u>63</u>	<u>35</u>
<u>86</u>	<u>47</u>	<u>63</u>	<u>36</u>
<u>87</u>	<u>48</u>	<u>64</u>	<u>36</u>
<u>88</u>	<u>48</u>	<u>64</u>	<u>36</u>
<u>89</u>	<u>49</u>	<u>65</u>	<u>37</u>
<u>90</u>	<u>49</u>	<u>65</u>	
<u>91</u>	<u>49</u>	<u>66</u>	
<u>92</u>	<u>49</u>	<u>66</u>	
<u>93</u>	<u>50</u>	<u>67</u>	
<u>94</u>	<u>50</u>	<u>67</u>	
<u>95</u>	<u>50</u>	<u>68</u>	
<u>96</u>	<u>50</u>	<u>68</u>	
<u>97</u>	<u>51</u>	<u>69</u>	
<u>98</u>	<u>51</u>	<u>69</u>	
<u>99</u>	<u>51</u>	<u>70</u>	
<u>100</u>	<u>51</u>	<u>70</u>	
<u>101</u>	<u>52</u>	<u>71</u>	
<u>102</u>	<u>52</u>	<u>71</u>	

<u>103</u>	<u>52</u>	<u>72</u>	
<u>104</u>	<u>52</u>	<u>72</u>	
<u>105</u>	<u>53</u>	<u>73</u>	
<u>106</u>	<u>53</u>		
<u>107</u>	<u>53</u>		
<u>108</u>	<u>54</u>		
<u>109</u>	<u>54</u>		
<u>110</u>	<u>54</u>		
<u>111</u>	<u>55</u>		
<u>112</u>	<u>55</u>		
<u>113</u>	<u>55</u>		
<u>114</u>	<u>56</u>		
<u>115</u>	<u>56</u>		
<u>116</u>	<u>56</u>		
<u>117</u>	<u>57</u>		
<u>118</u>	<u>57</u>		
<u>119</u>	<u>57</u>		
<u>120</u>	<u>57</u>		
<u>121</u>	<u>58</u>		
<u>122</u>	<u>58</u>		
<u>123</u>	<u>58</u>		
<u>124</u>	<u>58</u>		
<u>125</u>	<u>59</u>		
<u>126</u>	<u>59</u>		
<u>127</u>	<u>59</u>		
<u>128</u>	<u>59</u>		
<u>129</u>	<u>60</u>		

(職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の通勤手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 65)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 月の中途において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定</p> <p>_____</p> <p>_____により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣(以下「公益的法人等派遣」という。)をされ、外国の地方公共団体の機関等に</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 月の中途において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定又は職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号。以下「分限条例」という。)第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣(以下「公益的法人等派遣」という。)をされ、外国の地方公共団体の機関等に</p>

派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 省略

2・3 省略

(支給単位期間)

第16条 省略

2 月の中途において、法第28条第2項 _____ の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 省略

派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 省略

2・3 省略

(支給単位期間)

第16条 省略

2 月の中途において、法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 省略

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第6条 管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-68）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
部局	公 職	区 分	部局	公 職	区 分
知事の事務 部局	省略 _____	1 種	知事の事務 部局	省略 医療技術大学長 医療技術大学事務局長 省略 医療技術大学学部長 省略	1 種
	省略 _____		省略 省略 医療技術大学総務課長 医療技術大学学科長 医療技術大学地域交流センター長 省略	4 種	
	省略 _____		省略 省略 医療技術大学学生部長 医療技術大学図書館長 省略		
	省略 _____		省略		
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
1～6 省略			1～6 省略		

別表第3 (第3条関係)

1 ~ 6 省略

7 大学教育職員給料表

職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	104,000円
	4 種	72,800円
	5 種	62,400円

別表第3 (第3条関係)

1 ~ 6 省略

7 大学教育職員給料表

職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	81,800円
	4 種	57,300円
	5 種	49,100円

(初任給調整手当の支給等に関する規則の一部改正)

第7条 初任給調整手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-155)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後											改 正 前										
(初任給調整手当を支給する職)											(初任給調整手当を支給する職)										
<p>第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)第18条の4第1項第1号 _____ に規定する職は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。))を受ける職員の職を除く。)</p> <p>_____ で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 職員給与条例第18条の4第1項第2号に規定する職は、行政職給料表の適用を受ける職員の職で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。</p> <p>3 職員給与条例第18条の4第1項第3号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で、獣医師法(昭和24年法律第186号)第7条第2項に規定する獣医師免許証を有する者をもつて充てる職とする。</p>											<p>第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)第18条の4第1項第1号及び第2号に規定する職は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。))を受ける職員の職を除く。)</p> <p>又は大学教育職員給料表の適用を受ける職員の職のうち医学に関する専門的知識を必要とする職で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 職員給与条例第18条の4第1項第3号に規定する職は、行政職給料表の適用を受ける職員の職で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。</p> <p>3 職員給与条例第18条の4第1項第4号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で、獣医師法(昭和24年法律第186号)第7条第2項に規定する獣医師免許証を有する者をもつて充てる職とする。</p>										
別表(第6条関係)											別表(第6条関係)										
職員の 区分	職員給与条例1 号職員					職員 給 与 条 例 2 号 職 員	職員 給 与 条 例 3 号 職 員	職員 給 与 条 例 4 号 職 員	職員 給 与 条 例 5 号 職 員	職員 給 与 条 例 6 号 職 員	職員 給 与 条 例 7 号 職 員	職員 給 与 条 例 8 号 職 員	職員 給 与 条 例 9 号 職 員	職員 給 与 条 例 10 号 職 員	職員 給 与 条 例 11 号 職 員	職員 給 与 条 例 12 号 職 員	職員 給 与 条 例 13 号 職 員	職員 給 与 条 例 14 号 職 員	職員 給 与 条 例 15 号 職 員	職員 給 与 条 例 16 号 職 員	
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種																
(1) 1年 未 満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略									円 30	円 26	円 21	円 15	円 10	省 略	省 略	
														6	8	6	9	0			
														90	50	00	10	10			
														0	0	0	0	0			

(2) 1年以上2年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	省略
(3) 2年以上3年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	省略
(4) 3年以上4年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	省略
(5) 4年以上5年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	省略
(6) 5年以上6年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	省略
(7) 6年以上7年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	省略
(8) 7年以上8年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	省略
(9) 8年以上9年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	省略
(10) 9年以上10年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	省略
(11) 10年以上11年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(12) 11年以上12年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(13) 12年以上13年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	

(2) 1年以上2年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略	省略
						6,	8,	6,	9,	0,		
						90	50	00	10	10		
						0	0	0	0	0		
(3) 2年以上3年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略	省略
						6,	8,	6,	9,	0,		
						90	50	00	10	10		
						0	0	0	0	0		
(4) 3年以上4年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略	省略
						6,	8,	6,	9,	0,		
						90	50	00	10	10		
						0	0	0	0	0		
(5) 4年以上5年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略	省略
						6,	8,	6,	9,	0,		
						90	50	00	10	10		
						0	0	0	0	0		
(6) 5年以上6年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略	省略
						6,	8,	6,	9,	0,		
						90	50	00	10	10		
						0	0	0	0	0		
(7) 6年以上7年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略	省略
						6,	8,	6,	9,	0,		
						90	50	00	10	10		
						0	0	0	0	0		
(8) 7年以上8年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略	省略
						6,	8,	6,	9,	0,		
						90	50	00	10	10		
						0	0	0	0	0		
(9) 8年以上9年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略	省略
						6,	8,	6,	9,	0,		
						90	50	00	10	10		
						0	0	0	0	0		
(10) 9年以上10年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略	省略
						6,	8,	6,	9,	0,		
						90	50	00	10	10		
						0	0	0	0	0		
(11) 10年以上11年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略	
						6,	8,	6,	9,	0,		
						90	50	00	10	10		
						0	0	0	0	0		
(12) 11年以上12年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略	
						6,	8,	6,	9,	0,		
						90	50	00	10	10		
						0	0	0	0	0		
(13) 12年以上13年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略	
						6,	8,	6,	9,	0,		
						90	50	00	10	10		
						0	0	0	0	0		

(14) 13年以上14年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(15) 14年以上15年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(16) 15年以上16年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(17) 16年以上17年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(18) 17年以上18年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(19) 18年以上19年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(20) 19年以上20年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(21) 20年以上21年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(22) 21年以上22年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(23) 22年以上23年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(24) 23年以上24年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(25) 24年以上25年未満	省略	省略	省略	省略	省略					省略	
(14) 13年以上14年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略
						6, 90	8, 50	6, 00	9, 10	0, 10	
						0	0	0	0	0	
(15) 14年以上15年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略
						6, 90	8, 50	6, 00	9, 10	0, 10	
						0	0	0	0	0	
(16) 15年以上16年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	10	省略
						6, 90	8, 50	6, 00	9, 10	0, 10	
						0	0	0	0	0	
(17) 16年以上17年未満	省略	省略	省略	省略	省略	30	26	21	15	98	省略
						2, 50	4, 50	2, 70	6, 50	5, 00	
						0	0	0	0	0	
(18) 17年以上18年未満	省略	省略	省略	省略	省略	29	26	20	15	96	省略
						8, 10	0, 50	9, 40	3, 90	9, 00	
						0	0	0	0	0	
(19) 18年以上19年未満	省略	省略	省略	省略	省略	29	25	20	15	95	省略
						3, 70	6, 50	6, 10	1, 30	3, 00	
						0	0	0	0	0	
(20) 19年以上20年未満	省略	省略	省略	省略	省略	28	25	20	14	93	省略
						9, 30	2, 50	2, 80	8, 70	7, 00	
						0	0	0	0	0	
(21) 20年以上21年未満	省略	省略	省略	省略	省略	28	24	19	14	92	省略
						4, 90	8, 50	9, 50	6, 10	1, 00	
						0	0	0	0	0	
(22) 21年以上22年未満	省略	省略	省略	省略	省略	27	23	19	14	88	省略
						3, 00	8, 60	2, 20	0, 50	8, 00	
						0	0	0	0	0	
(23) 22年以上23年未満	省略	省略	省略	省略	省略	26	22	18	13	85	省略
						0, 80	8, 50	4, 70	5, 20	1, 00	
						0	0	0	0	0	
(24) 23年以上24年未満	省略	省略	省略	省略	省略	24	21	17	12	81	省略
						9, 00	8, 80	7, 70	9, 60	9, 00	
						0	0	0	0	0	
(25) 24年以上25年未満	省略	省略	省略	省略	省略	23	20	17	12	78	省略
						7, 10	8, 80	0, 30	4, 30	2, 00	
						0	0	0	0	0	

(26) 25年 以上26 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略					省 略
(27) 26年 以上27 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略					省 略
(28) 27年 以上28 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略					省 略
(29) 28年 以上29 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略					省 略
(30) 29年 以上30 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略					省 略
(31) 30年 以上31 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略					省 略
(32) 31年 以上32 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略					省 略
(33) 32年 以上33 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略					省 略
(34) 33年 以上34 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略					省 略
(35) 34年 以上35 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略					省 略

備考 1 省略

2 この表において、「職員給与条例1号職員」とは職員給与条例第18条の4第1項第1号の職を占める職員を、「職員給与条例2号職員」とは同項第2号の職を占める職員を、「職員給与条例3号職員」とは同項第3号の職を占める職員を_____という。

3 省略

(26) 25年 以上26 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	<u>22</u>	<u>19</u>	<u>16</u>	<u>11</u>	<u>74</u>	省 略
						<u>5</u>	<u>8</u>	<u>3</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	
						<u>10</u>	<u>90</u>	<u>10</u>	<u>90</u>	<u>00</u>	
						<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>		
(27) 26年 以上27 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	<u>21</u>	<u>18</u>	<u>15</u>	<u>11</u>	<u>70</u>	省 略
						<u>0</u>	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	
						<u>00</u>	<u>20</u>	<u>00</u>	<u>10</u>	<u>00</u>	
						<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>		
(28) 27年 以上28 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	<u>19</u>	<u>17</u>	<u>14</u>	<u>10</u>	<u>65</u>	省 略
						<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	
						<u>20</u>	<u>80</u>	<u>40</u>	<u>20</u>	<u>00</u>	
						<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>		
(29) 28年 以上29 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	<u>18</u>	<u>15</u>	<u>13</u>	<u>95</u>	<u>61</u>	省 略
						<u>0</u>	<u>8</u>	<u>0</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	
						<u>30</u>	<u>40</u>	<u>60</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	
						<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>			
(30) 29年 以上30 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	<u>16</u>	<u>14</u>	<u>11</u>	<u>87</u>	<u>56</u>	省 略
						<u>5</u>	<u>4</u>	<u>9</u>	<u>6</u>	<u>2</u>	
						<u>10</u>	<u>70</u>	<u>50</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	
						<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>			
(31) 30年 以上31 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	<u>14</u>	<u>12</u>	<u>10</u>	<u>79</u>	<u>51</u>	省 略
						<u>7</u>	<u>9</u>	<u>8</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	
						<u>80</u>	<u>80</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	
						<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>			
(32) 31年 以上32 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	<u>13</u>	<u>11</u>	<u>96</u>	<u>70</u>	<u>46</u>	省 略
						<u>0</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>7</u>	<u>4</u>	
						<u>40</u>	<u>80</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	
						<u>0</u>	<u>0</u>				
(33) 32年 以上33 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	<u>11</u>	<u>10</u>	<u>84</u>	<u>62</u>	<u>41</u>	省 略
						<u>3</u>	<u>0</u>	<u>8</u>	<u>0</u>	<u>9</u>	
						<u>30</u>	<u>10</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	
						<u>0</u>	<u>0</u>				
(34) 33年 以上34 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	<u>82</u>	<u>75</u>	<u>65</u>	<u>49</u>	<u>33</u>	省 略
						<u>8</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>8</u>	
						<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	
(35) 34年 以上35 年未満	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	<u>55</u>	<u>52</u>	<u>47</u>	<u>37</u>	<u>26</u>	省 略
						<u>0</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	
						<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	

備考 1 省略

2 この表において、「職員給与条例1号職員」とは職員給与条例第18条の4第1項第1号の職を占める職員を、「職員給与条例2号職員」とは同項第2号の職を占める職員を、「職員給与条例3号職員」とは同項第3号の職を占める職員を、「職員給与条例4号職員」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

3 省略

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

第 8 条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 204) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(期末手当の支給を受ける職員)

第 2 条 職員給与と条例第19条第 1 項前段又は教育職員給与と条例第19条第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に在職する職員(職員給与と条例第19条の 2 各号又は教育職員給与と条例第19条の 2 各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第 2 項第 1 号の規定

に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員

(2)~(10) 省略

第 3 条 職員給与と条例第19条第 1 項後段又は教育職員給与と条例第19条第 1 項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) 省略

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)となつたもの

ア~オ 省略

カ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員のうち人事委員会の定める者

(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。)となつたもの

ア・イ 省略

ウ 特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員

エ~カ 省略

キ 地方独立行政法人の役員及び職員(前号カに掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定める者

第 4 条 職員給与と条例第21条第 5 項又は教育職員給与と条例第20条第 5 項の規則で定める職員は、前条第 2 号及び第 3 号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

(特定幹部職員としない職員)

第 5 条の 2 職員給与と条例第19条第 2 項の規則で定める職員は、管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 68)別表第 1 の区分(以下「管理職手当の区分」という。)が 1 種に該当する職を占める職員のうち、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち職員給与と条例第21条第 1 項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。)以外の職員とする。

(1)~(4) 省略

(期末手当に係る在職期間)

第 7 条 前条第 1 項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

(期末手当の支給を受ける職員)

第 2 条 職員給与と条例第19条第 1 項前段又は教育職員給与と条例第19条第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に在職する職員(職員給与と条例第19条の 2 各号又は教育職員給与と条例第19条の 2 各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第 2 項第 1 号の規定又は職員~~の分限に関する条例~~

(昭和26年愛媛県条例第43号)第 2 条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員

(2)~(10) 省略

第 3 条 職員給与と条例第19条第 1 項後段又は教育職員給与と条例第19条第 1 項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) 省略

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。)となつたもの

ア~オ 省略

カ 特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)の

職員のうち人事委員会の定める者

(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。)となつたもの

ア・イ 省略

ウ 特定独立行政法人

の職員(前号カに掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定める者

エ~カ 省略

第 4 条 職員給与と条例第21条第 6 項又は教育職員給与と条例第20条第 5 項の規則で定める職員は、前条第 2 号及び第 3 号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

(特定幹部職員としない職員)

第 5 条の 2 職員給与と条例第19条第 2 項の規則で定める職員は、管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 68)別表第 1 の区分(以下「管理職手当の区分」という。)が 1 種に該当する職を占める職員のうち、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち職員給与と条例第21条第 1 項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。)以外の職員とする。

(1)~(4) 省略

(5) 大学教育職員給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が 4 級の職員

(期末手当に係る在職期間)

第 7 条 前条第 1 項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

- (1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が職員給与と条例又は教育職員給与と条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間
ア～エ 省略
オ 地方独立行政法人の役員及び職員のうち人事委員会の定める者
- (2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員給与と条例又は教育職員給与と条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間
ア・イ 省略
ウ 特定独立行政法人の職員 _____ のうち人事委員会の定める者
エ～カ 省略
キ 地方独立行政法人の役員及び職員（前号オに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定める者

2 省略

（一時差止処分に係る在職期間）

第7条の2 職員給与と条例第19条の2及び第19条の3（これらの規定を職員給与と条例第19条の4第5項及び第21条第6項において準用する場合を含む。）又は教育職員給与と条例第19条の2及び第19条の3（これらの規定を教育職員給与と条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、職員給与と条例又は教育職員給与と条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前条第1項第1号アからオまでに掲げる者及び同項第2号アからオまでに掲げる者が引き続き職員給与と条例又は教育職員給与と条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（一時差止処分の手続）

第7条の3 任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、職員給与と条例第19条の3第2項（職員給与と条例第19条の4第5項及び第21条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は教育職員給与と条例第19条の3第2項（教育職員給与と条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。

（不服申立ての教示）

第7条の7 職員給与と条例第19条の3第5項（職員給与と条例第19条の4第5項及び第21条第6項において準用する場合を含む。）及び教育職員給与と条例第19条の3第5項（教育職員給与と条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。）に規定する説明書（以下「処分説明書」という。）には、一時差止処分について、知事に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第12条 省略

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1)～(7) 省略

(8) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3

- (1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が職員給与と条例又は教育職員給与と条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間
ア～エ 省略
オ 特定独立行政法人の _____ 職員のうち人事委員会の定める者
- (2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き職員給与と条例又は教育職員給与と条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間
ア・イ 省略
ウ 特定独立行政法人の職員（前号オに掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定める者
エ～カ 省略

2 省略

（一時差止処分に係る在職期間）

第7条の2 職員給与と条例第19条の2及び第19条の3（これらの規定を職員給与と条例第19条の4第5項及び第21条第7項において準用する場合を含む。）又は教育職員給与と条例第19条の2及び第19条の3（これらの規定を教育職員給与と条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、職員給与と条例又は教育職員給与と条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前条第1項第1号アからオまでに掲げる者及び同項第2号アからオまでに掲げる者が引き続き職員給与と条例又は教育職員給与と条例の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（一時差止処分の手続）

第7条の3 任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、職員給与と条例第19条の3第2項（職員給与と条例第19条の4第5項及び第21条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は教育職員給与と条例第19条の3第2項（教育職員給与と条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。

（不服申立ての教示）

第7条の7 職員給与と条例第19条の3第5項（職員給与と条例第19条の4第5項及び第21条第7項において準用する場合を含む。）及び教育職員給与と条例第19条の3第5項（教育職員給与と条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。）に規定する説明書（以下「処分説明書」という。）には、一時差止処分について、知事に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第12条 省略

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1)～(7) 省略

(8) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3

項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人（公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間（以下「休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

ア～ウ 省略

(9)～(11) 省略

別表第1（第5条の3関係）

給料表	職 員	加 算 割 合
省略		
省略		

備考 1 この表の給料表欄の給料表（行政職給料表、医療職給料表(→)、任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表、任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表及び任期付研究員条例第5条第2項に規定する給料表を除く。）に対応する職員欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の1級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

2 省略

項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人（公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤_____

_____による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間（以下「休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

ア～ウ 省略

(9)～(11) 省略

別表第1（第5条の3関係）

給料表	職 員	加 算 割 合
省略		
大学教育職員給料表	職務の級4級の職員	100分の15（人事委員会が別に定める職員にあつては、100分の20）
	職務の級3級及び2級の職員	100分の10（職務の級3級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては、100分の15）
	職務の級1級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）	100分の5
省略		

備考 1 この表の給料表欄の給料表（行政職給料表、医療職給料表(→)、大学教育職員給料表、任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表、任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表及び任期付研究員条例第5条第2項に規定する給料表を除く。）に対応する職員欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の1級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

2 省略

（愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正）

第9条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第 3 号。以下「条例」という。)第 5 条の 2 第 2 項第 21 号、第 5 条の 5、第 6 条の 4 第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項、第 10 条、第 11 条第 2 号並びに第 21 条の規定に基づき、愛媛県職員の退職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p>第 3 条の 2 条例第 5 条の 2 第 2 項第 21 号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)</p> <p>第 3 条の 7 退職した者の基礎在職期間に条例第 5 条の 2 第 2 項第 2 号から第 21 号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第 6 条の 4 第 1 項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 退職した者が第 1 項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合には、当該特定基礎在職期間中の次の各号に掲げる期間に関して行われた処分又は行為は、当該各号に定める期間に関して行われた処分又は行為とみなす。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 国家公務員法第 79 条若しくは地方公務員法第 28 条第 2 項に規定する休職の期間(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。) _____、同法第 29 条に規定する停職の期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和 63 年愛媛県条例第 4 号)第 2 条第 1 項の規定による派遣の期間、地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の規定による派遣の期間又は法人の就業規則等に定められている休職の期間(第 1 号に掲げる期間並びに業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)若しくは停職の期間(これに相当する出勤停止の期間を含む。)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 5 条の規定による育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)その他人事委員会が定める期間 第 3 条の 6 第 3 号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第 3 号。以下「条例」という。)第 5 条の 2 第 2 項第 19 号、第 5 条の 5、第 6 条の 4 第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項、第 10 条、第 11 条第 2 号並びに第 21 条の規定に基づき、愛媛県職員の退職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p>第 3 条の 2 条例第 5 条の 2 第 2 項第 19 号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)</p> <p>第 3 条の 7 退職した者の基礎在職期間に条例第 5 条の 2 第 2 項第 2 号から第 19 号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第 6 条の 4 第 1 項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 退職した者が第 1 項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合には、当該特定基礎在職期間中の次の各号に掲げる期間に関して行われた処分又は行為は、当該各号に定める期間に関して行われた処分又は行為とみなす。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 国家公務員法第 79 条若しくは地方公務員法第 28 条第 2 項に規定する休職の期間(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)、<u>職員の分限に関する条例(昭和 26 年愛媛県条例第 43 号)第 2 条に規定する休職の期間</u>、同法第 29 条に規定する停職の期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和 63 年愛媛県条例第 4 号)第 2 条第 1 項の規定による派遣の期間、地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の規定による派遣の期間又は法人の就業規則等に定められている休職の期間(第 1 号に掲げる期間並びに業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)若しくは停職の期間(これに相当する出勤停止の期間を含む。)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 5 条の規定による育児休業の期間(前号に掲げる期間を除く。)その他人事委員会が定める期間 第 3 条の 6 第 3 号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間</p>

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第 10 条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 1027)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 省略

(9) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項 _____ の規定により休職にされていた期間

イ～キ 省略

(10)～(13) 省略

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 省略

(9) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項又は職員~~の分限~~に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）第2条の規定により休職にされていた期間

イ～キ 省略

(10)～(13) 省略

（愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第11条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1034）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額）</p> <p>2 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第7号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、職員のうち愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）第7条第5項及び第6項、<u>第8条第1項から第3項まで並びに第8条の2</u>の規定により同条例第5条の2第2項第2号から<u>第21号</u>までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が同条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、その者の特定基礎在職期間において同条例第2条第1項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に当該特定基礎在職期間にその者に適用されることとなる職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の規定の例により計算した場合にその者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額）</p> <p>2 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第7号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、職員のうち愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）第7条第5項及び第6項並びに<u>第7条の4第1項から第3項まで</u>の規定により同条例第5条の2第2項第2号から<u>第19号</u>までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が同条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、その者の特定基礎在職期間において同条例第2条第1項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に当該特定基礎在職期間にその者に適用されることとなる職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の規定の例により計算した場合にその者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。</p>

（職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部改正）

第12条 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則（愛媛県人事委員会規則8 - 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 前項の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第3条第1項に規定する派遣職員（次条第1号において「外国派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第3条第1号に規定する派遣職員（次条第1号において「団体派遣職員」という。）の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。次条第1号において同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</p>	<p>（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 前項の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第3条第1項に規定する派遣職員（次条第1号において「外国派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第3条第1号に規定する派遣職員（次条第1号において「団体派遣職員」という。）の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。次条第1号において同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</p>

第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第1号において同じ。）を公務とみなす。

（特別職地方公務員等となった者に関する特例）

第11条 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定若しくは地方公務員法第28条第2項の規定若しくは同法第27条第2項の規定に基づく条例の規定又は第4条各号に掲げる法人に使用される者に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（以下「法人の就業規則等」という。）の定めによる休職の期間（公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の適用を受ける者については同法第1条の2第1項に規定する通勤、地方公務員災害補償法の適用を受ける者については同法第2条第2項に規定する通勤、労働者災害補償保険法の適用を受ける者については同法第7条第2項に規定する通勤をいう。次条第1号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第79条第1号又は地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

(2)～(4) 省略

第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項_____に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第1号において同じ。）を公務とみなす。

（特別職地方公務員等となった者に関する特例）

第11条 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定若しくは地方公務員法第28条第2項の規定若しくは同法第27条第2項の規定に基づく条例の規定又は第4条各号に掲げる法人に使用される者に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（以下「法人の就業規則等」という。）の定めによる休職の期間（次に掲げる

_____期間を除く。）

ア 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の適用を受ける者については同法第1条の2第1項に規定する通勤、地方公務員災害補償法の適用を受ける者については同法第2条第2項に規定する通勤、労働者災害補償保険法の適用を受ける者については同法第7条第2項に規定する通勤をいう。次条第1号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第79条第1号又は地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

イ 職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）第2条に規定する休職の期間

(2)～(4) 省略

（職員の分限に関する条例に基づく規則の一部改正）

第13条 職員の分限に関する条例に基づく規則（愛媛県人事委員会規則9-0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（降任、免職及び休職）</p> <p>第3条 条例第2条第1項及び第2項の規定により医師を指定してあらかじめ診断を行わせた場合、任命権者は、医師に対して診断書の作製を委嘱しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（処分の通知）</p> <p>第4条 条例第2条第1項及び第2項の規定により職員を降任させ、休職にし、又は免職する場合において、任命権者が法第49条</p>	<p>（降任、免職及び休職）</p> <p>第3条 条例第3条第1項及び第2項の規定により医師を指定してあらかじめ診断を行わせた場合、任命権者は、医師に対して診断書の作製を委嘱しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（処分の通知）</p> <p>第4条 条例第3条第1項及び第2項の規定により職員を降任、休職_____又は免職する場合において、任命権者が法第49条</p>

第 1 項又は第 3 項による説明書の交付を行つたときは、その説明書の写し 1 通を添えてこれを人事委員会に通知しなければならない。

第 1 項又は第 3 項による説明書の交付を行つたときは、その説明書の写し 1 通を添えてこれを人事委員会に通知しなければならない。

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第14条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(新たに条例の適用を受ける職員の年次休暇の付与)</p> <p>第10条 国若しくは他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等のうち人事委員会が定めるものの職員（地方独立行政法人の職員にあつては、役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）を含む。）であつた者が人事交流により引き続き職員となつた場合又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第 1 項に規定する退職派遣者であつた者が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第 1 項の規定により職員として採用された場合の当該職員の年次休暇の日数の取扱いについては、第 4 条の規定にかかわらず、職員との権衡を考慮して別に定める。</p> <p>2 省略</p>	<p>(新たに条例の適用を受ける職員の年次休暇の付与)</p> <p>第10条 国若しくは他の地方公共団体 _____ _____ 若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等のうち人事委員会が定めるものの職員 _____ _____ であつた者が人事交流により引き続き職員となつた場合又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第 1 項に規定する退職派遣者であつた者が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第 1 項の規定により職員として採用された場合の当該職員の年次休暇の日数の取扱いについては、第 4 条の規定にかかわらず、職員との権衡を考慮して別に定める。</p> <p>2 省略</p>

(職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

第15条 職員の自己啓発等休業に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 55）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の取扱い)</p> <p>第 6 条 条例第11条第 2 項の規定により読み替えて適用する愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第 3 号。以下「退職手当条例」という。）第 7 条第 4 項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第 7 条第 5 項の規定により職員としての引き続きいた在職期間を含むものとされる期間並びに退職手当条例第 8 条第 1 項及び第 4 項並びに第 8 条の 2 第 1 項の規定により職員としての引き続きいた在職期間とみなされる期間を含む。）が 5 年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 退職手当条例第20条 _____ の規定に該当し退職した場合</p> <p>2 前項第 3 号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1) 法第28条第 2 項の規定による休職の期間（通勤による傷病若しくは退職手当条例第 5 条第 1 項に規定する公務上の傷病（他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第28条第 2 項第 1 号に掲げる事由に _____</p>	<p>(退職手当の取扱い)</p> <p>第 6 条 条例第11条第 2 項の規定により読み替えて適用する愛媛県退職手当条例 _____（昭和29年愛媛県条例第 3 号。以下「退職手当条例」という。）第 7 条第 4 項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第 7 条第 5 項の規定により職員としての引き続きいた在職期間を含むものとされる期間並びに退職手当条例第 7 条の 4 第 1 項及び第 6 項 _____ の規定により職員としての引き続きいた在職期間とみなされる期間を含む。）が 5 年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 退職手当条例第 7 条の 4 第 4 項及び第 5 項、第 8 条第 3 項並びに第14条の規定に該当し退職した場合</p> <p>2 前項第 3 号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1) 法第28条第 2 項の規定による休職の期間（通勤による傷病若しくは退職手当条例第 5 条第 1 項に規定する公務上の傷病（他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第28条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当 _____</p>

<p>_____ 該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)</p> <p>(2)～(6) 省略</p>	<p>し、又は職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）第2条に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)</p> <p>(2)～(6) 省略</p>
---	---

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第16条 管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">知事 部局</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出先 機関</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 省略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関		職	省略			知事 部局	省略		出先 機関	省略	省略		省略			備考 省略			<p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">知事 部局</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出先 機関</td> <td style="text-align: center;"> <u>医療技術大学</u> <u>学長 事務局長 学部長 課長</u> <u>地域交流センター長 図書館長</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 省略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関		職	省略			知事 部局	省略		出先 機関	<u>医療技術大学</u> <u>学長 事務局長 学部長 課長</u> <u>地域交流センター長 図書館長</u>	省略		省略			備考 省略		
機 関		職																																					
省略																																							
知事 部局	省略																																						
	出先 機関	省略																																					
	省略																																						
省略																																							
備考 省略																																							
機 関		職																																					
省略																																							
知事 部局	省略																																						
	出先 機関	<u>医療技術大学</u> <u>学長 事務局長 学部長 課長</u> <u>地域交流センター長 図書館長</u>																																					
	省略																																						
省略																																							
備考 省略																																							

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第9条中愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則第1条、第3条の2及び第3条の7第1項の改正規定、第11条の規定並びに第15条中職員の自己啓発等休業に関する規則第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に公立大学法人愛媛県立医療技術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成22年愛媛県条例第15号）第2条の規定による改正前の職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）第2条の規定により休職にされたことがある者については、第9条の規定による改正前の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則第3条の7第4項第3号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「職員の分限に関する条例」とあるのは、「公立大学法人愛媛県立医療技術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成22年愛媛県条例第15号）第2条の規定による改正前の職員の分限に関する条例」とする。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1083

職員の給与の支給等に関する規則及び職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の給与の支給等に関する規則及び職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(超過勤務手当等)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 職員が職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。）第10条の2第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「<u>職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第10</u></p>	<p>(超過勤務手当等)</p> <p>第12条 省略</p>

条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の次の」とする。

第13条の2 省略

2 条例第14条第2項に規定する人事委員会規則で定める勤務は、正規の勤務時間（職員勤務時間等条例

第11条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）が割り振られた日の正規の勤務時間外にした勤務のうちその勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務（以下「7時間45分に達するまでの間の超過勤務」という。）をした週について、次に掲げる時間を順次（第3号に掲げる時間については、その週の初日から末日までの時間を順次）加えた場合において、当該順次加えた時間が38時間45分（その週に条例第15条第2項本文の規定により休日給を支給されることとなる日（以下「休日等」という。）がある場合にあっては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間）を超えた日以後の日の当該超えた同号に掲げる時間に係る勤務とする。

(1) 省略

(2) 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 1。以下「職員勤務時間等規則」という。）第12条第2項に規定する週休日の振替等（以下「週休日の振替等」という。）により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（条例第14条第3項の規定により超過勤務手当が支給される時間を除く。）

(3) 省略

3・4 省略

5 条例第14条第4項の職員勤務時間等条例第11条第3項及び第4項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を職員勤務時間等条例第11条第3項本文の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。）

次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（職員勤務時間等規則第12条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同項ただし書の規定により週休日とされた日）に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(7) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(1) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

第13条の2 省略

2 条例第14条第2項に規定する人事委員会規則で定める勤務は、正規の勤務時間（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」と

いう。）第11条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）が割り振られた日の正規の勤務時間外にした勤務のうちその勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務（以下「7時間45分に達するまでの間の超過勤務」という。）をした週について、次に掲げる時間を順次（第3号に掲げる時間については、その週の初日から末日までの時間を順次）加えた場合において、当該順次加えた時間が38時間45分（その週に条例第15条第2項本文の規定により休日給を支給されることとなる日（以下「休日等」という。）がある場合にあっては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間）を超えた日以後の日の当該超えた同号に掲げる時間に係る勤務とする。

(1) 省略

(2) 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 1。以下「職員勤務時間等規則」という。）第12条第3項に規定する週休日の振替等（以下「週休日の振替等」という。）により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（条例第14条第3項の規定により超過勤務手当が支給される時間を除く。）

(3) 省略

3・4 省略

イ 当該月における週休日の振替（職員勤務時間等規則第12条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

6 省略

5 省略

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第20条関係） 超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿

超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿

年 月		所 属		職 名			氏 名			
動 務 命 令				動 務 命 令 (変 更) ・ 確 認						
所属長 の 印	従 事 す べ き 日	従 事 す べ き 事 務 の 内 容	勤 務 開 始 ・ 終 了 時 刻 (うち 休 憩 時 間)	区 分	勤 務 の 区 分			従 事 者 の 印	所 属 長 の 印	備 考
					超過勤務	休日勤務	夜 勤			
			： ～ ： (時 間 分)	勤 務 時 間 ・ 終 了 時 刻 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				う ち 休 憩 時 間 等 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				勤 務 時 間	時 間 分	時 間 分	時 間 分			
			： ～ ： (時 間 分)	勤 務 時 間 ・ 終 了 時 刻 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				う ち 休 憩 時 間 等 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				勤 務 時 間	時 間 分	時 間 分	時 間 分			
			： ～ ： (時 間 分)	勤 務 時 間 ・ 終 了 時 刻 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				う ち 休 憩 時 間 等 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				勤 務 時 間	時 間 分	時 間 分	時 間 分			
			： ～ ： (時 間 分)	勤 務 時 間 ・ 終 了 時 刻 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				う ち 休 憩 時 間 等 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				勤 務 時 間	時 間 分	時 間 分	時 間 分			
			： ～ ： (時 間 分)	勤 務 時 間 ・ 終 了 時 刻 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				う ち 休 憩 時 間 等 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				勤 務 時 間	時 間 分	時 間 分	時 間 分			
			： ～ ： (時 間 分)	勤 務 時 間 ・ 終 了 時 刻 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				う ち 休 憩 時 間 等 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				勤 務 時 間	時 間 分	時 間 分	時 間 分			
			： ～ ： (時 間 分)	勤 務 時 間 ・ 終 了 時 刻 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				う ち 休 憩 時 間 等 ： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：	： ～ ：			
				勤 務 時 間	時 間 分	時 間 分	時 間 分			
			計		時 間 分	時 間 分	時 間 分			

- 注1 この表において「休日勤務」とは、休日等（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第15条第1項に規定する休日等をいう。）に割り振られた正規の勤務時間（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条に規定する勤務時間をいう。）における勤務をいう。
- 2 「勤務開始・終了時刻」欄は、途中の休憩等を含む勤務の開始時刻及び終了時刻を24時間制で記入すること。
- 3 「うち休憩時間」欄は、勤務を命じる際に与える休憩時間を時間数で記入すること。
- 4 「うち休憩時間等」欄は、与えられた休憩時間その他の事由により職員が勤務をしなかつた時間帯を24時間制で記入すること。

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休日)</p> <p>第1条の2 省略</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p><u>(4) 条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間(同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。)を指定された日</u></p> <p>(休日の代休日の指定)</p> <p>第1条の2の2 条例第2条の2第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日(条例第2条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(<u>条例第10条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。</u>)について行わなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(休暇の算定)</p> <p>第3条 週休日、<u>条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等</u>、休日(条例第2条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。)又は代休日(勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。)(以下「週休日等」という。)を挟んで年次休暇を与えた場合は、その週休日等は、年次休暇として取り扱わない。ただし、年次休暇を除く他の休暇については、週休日等は、それぞれその休暇の期間内の日とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項における年次休暇の日数計算は、次の算式による。</p> $20日 \frac{\left(\begin{array}{l} \text{短時間勤務職員にあつては、} \\ \text{第1条の5に規定する日数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{発令以後} \\ \text{の月数} \end{array} \right)}{12} = \begin{array}{l} \text{中途採用者} \\ \text{の年次休暇} \\ \text{の日数} \end{array}$ <p>第4条の2 省略</p> <p>2 前項における年次休暇の日数計算は、次の算式による。</p> $20日 \frac{\left(\begin{array}{l} \text{短時間勤務職員にあつては、} \\ \text{第1条の5に規定する日数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{在職する期} \\ \text{間の月数} \end{array} \right)}{12} = \begin{array}{l} \text{中途退職者} \\ \text{の年次休暇} \\ \text{の日数} \end{array}$ <p>(休暇の許可手続)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 職員は、病気、災害その他やむを得ない事由により前項の規定によることができなかつた場合においては、その勤務しなかつた時間の属する日又は勤務しなかつた日(勤務しなかつた日が2日以上にわたるときは、その最初の日)から、週休日、<u>条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等</u>、休日及び代休日(勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。)を除き遅くとも3日以内にその事由を付して所属長の許可を得なければならない。ただし、この期間経過後に許可の要求があつた場合においても、所属長は、この期間中に承認を得ることができない正当な事</p>	<p>(休日)</p> <p>第1条の2 省略</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(休日の代休日の指定)</p> <p>第1条の2の2 条例第2条の2第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日(条例第2条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(_____ 休日を除く。)について行わなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(休暇の算定)</p> <p>第3条 週休日 _____、休日(条例第2条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。)又は代休日(勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。)(以下「週休日等」という。)を挟んで年次休暇を与えた場合は、その週休日等は、年次休暇として取り扱わない。ただし、年次休暇を除く他の休暇については、週休日等は、それぞれその休暇の期間内の日とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項における年次休暇の日数計算は、次の算式による。</p> $20日 \frac{\left(\begin{array}{l} \text{短時間勤務職員にあつては、} \\ \text{第1条の4に規定する日数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{発令以後} \\ \text{の月数} \end{array} \right)}{12} = \begin{array}{l} \text{中途採用者} \\ \text{の年次休暇} \\ \text{の日数} \end{array}$ <p>第4条の2 省略</p> <p>2 前項における年次休暇の日数計算は、次の算式による。</p> $20日 \frac{\left(\begin{array}{l} \text{短時間勤務職員にあつては、} \\ \text{第1条の4に規定する日数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{在職する期} \\ \text{間の月数} \end{array} \right)}{12} = \begin{array}{l} \text{中途退職者} \\ \text{の年次休暇} \\ \text{の日数} \end{array}$ <p>(休暇の許可手続)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 職員は、病気、災害その他やむを得ない事由により前項の規定によることができなかつた場合においては、その勤務しなかつた時間の属する日又は勤務しなかつた日(勤務しなかつた日が2日以上にわたるときは、その最初の日)から、週休日 _____、休日及び代休日(勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合に限る。)を除き遅くとも3日以内にその事由を付して所属長の許可を得なければならない。ただし、この期間経過後に許可の要求があつた場合においても、所属長は、この期間中に承認を得ることができない正当な事</p>

由があると認める場合に限り、許可を与えることができる。

3・4 省略

第10条の2 省略

(超勤代休時間の指定)

第10条の3 条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める期間

は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「給与条例」という。)第14条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(以下「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第10条の2第1項の規定に基づき超勤代休時間

を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第14条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第14条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第14条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第14条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあつては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第10条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第10条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。

(代休日の指定等の特例)

第14条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第1条の2の2、第10条の3、第11条及び第12条の規定によるときは、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合において、これらの規定により難しいときは、人事委員会の承認を得て、代休日の指定、超勤代休時間の指定、週休日、勤務時間の割振り及び週休日の振替等につき別段の定めをすることができる。

由があると認める場合に限り、許可を与えることができる。

3・4 省略

第10条の2 省略

(代休日の指定等の特例)

第14条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第1条の2の2 _____、第11条及び第12条の規定によるときは、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合において、これらの規定により難しいときは、人事委員会の承認を得て、代休日の指定 _____、週休日、勤務時間の割振り及び週休日の振替等につき別段の定めをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある第 1 条の規定による改正前の職員の給与の支給等に関する規則様式第 2 号の規定による超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1084

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 65）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（交通の用具）</p> <p>第11条 条例第10条第 1 項第 2 号に規定する交通の用具は、<u>自転車及び自動車その他の原動機付の交通用具とする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。</u></p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる交通機関等について、<u>次の各号のいずれかに掲げる事由が</u>同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に _____</p> <p>_____ 生ずることが当該 _____ 期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) <u>法28条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること。</u></p> <p>(2) <u>長期間の研修等のために旅行をすること。</u></p> <p>(3) <u>勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。</u></p> <p>(4) <u>勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。</u></p> <p>(5) <u>その他人事委員会が前各号に掲げる事由に準ずると認める事由が生ずること。</u></p>	<p>（交通の用具）</p> <p>第11条 条例第10条第 1 項第 2 号に規定する交通の用具は、<u>次の各号に掲げるもの</u> _____ とする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。</p> <p>(1) <u>自転車及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。</u></p> <p>(2) <u>原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通器具</u></p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる交通機関等について、 _____ 同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、<u>法第28条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会がこれらに準ずると認める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</u></p>

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1085

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤 勉 手 当 の 成 績 率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の87以上100分の140以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の113以上100分の180以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の77以上100分の87未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の100以上100分の113未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 100分の67（特定幹部職員にあつては、<u>100分の87</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の67未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の87未満</u>）</p> <p>2・3 省略</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 _____ 100分の35超（特定幹部職員にあつては、100分の45超） _____</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 _____ 100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45） _____</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 _____ 100分の35未満（特定幹部職員にあつては、100分の45未満） _____</p> <p>2 省略</p>	<p>(勤 勉 手 当 の 成 績 率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の87以上100分の140以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の119以上100分の190以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の77以上100分の87未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105.5以上100分の119未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 100分の67（特定幹部職員にあつては、<u>100分の92</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の67未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の92未満</u>）</p> <p>2・3 省略</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>6月に支給する場合には100分の35超（特定幹部職員にあつては、100分の45超）、12月に支給する場合には100分の40超（特定幹部職員にあつては、100分の50超）</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>6月に支給する場合には100分の35未満（特定幹部職員にあつては、100分の45未満）、12月に支給する場合には100分の40未満（特定幹部職員にあつては、100分の50未満）</u></p> <p>2 省略</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1086

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表第1 特地公署（第2条、第3条関係）				別表第1 特地公署（第2条、第3条関係）				
所在地	公署	級別	区分	所在地	公署	級別	区分	
四国中央市	金砂町平野山乙499番地の6	四国中央警察署金砂駐在所	1級	四国中央市	金砂町平野山乙499番地の6	四国中央警察署金砂駐在所	2級	
	新宮町新宮446番地	四国中央警察署新宮駐在所		新宮町新宮446番地	四国中央警察署新宮駐在所			
新居浜市	別子山甲474番地	四国中央警察署別子山駐在所	3級	新居浜市	別子山甲474番地	四国中央警察署別子山駐在所	3級	
今治市	関前岡村甲697番地18	今治警察署関前駐在所	3級	今治市	関前岡村甲697番地18	今治警察署関前駐在所	1級	
	大三島町宗方3503番地1	伯方警察署宗方駐在所	2級	大三島町宗方3503番地1	伯方警察署宗方駐在所			
越智郡	上島町魚島1番耕地1366番地	伯方警察署魚島駐在所	4級	越智郡	上島町岩城3570番地	東予地方局産業経済部今治支局地域農業室普及指導員岩城駐在所	2級	
	上島町生名2121番地	伯方警察署生名駐在所	3級		上島町弓削明神305番地	弓削高等学校		
	上島町岩城3570番地	東予地方局産業経済部今治支局地域農業室普及指導員岩城駐在所	2級		上島町魚島1番耕地1366番地	伯方警察署魚島駐在所		
	上島町弓削明神305番地	弓削高等学校			上島町弓削下弓削69番地1	伯方警察署弓削駐在所		
	上島町弓削下弓削69番地1	伯方警察署弓削駐在所			上島町生名2121番地	伯方警察署生名駐在所		
	上島町岩城1533番地	伯方警察署岩城駐在所			上島町岩城1533番地	伯方警察署岩城駐在所	1級	
松山市	饒191番地1	松山西警察署西中島駐在所	2級	松山市	東川町乙44番地7	動物愛護センター	1級	
	中島大浦1626番地	中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室普及指導員中島駐在所	1級		中島大浦1626番地1	松山西警察署中島駐在所		
上浮穴郡	久万高原町若山715番地	久万高原警察署面河駐在所	4級	上浮穴郡	久万高原町若山715番地	久万高原警察署面河駐在所	3級	
	久万高原町渋草2308番地2	久万高原警察署渋草駐在所	3級		久万高原町渋草2308番地2	久万高原警察署渋草駐在所	2級	
	久万高原町西谷10168番地第1	久万高原警察署西谷駐在所			久万高原町柳井川797番地1	久万高原警察署柳谷駐在所		
	久万高原町露峰甲558番地5	久万高原警察署父二峰駐在所	2級		久万高原町西谷10168番地第1	久万高原警察署西谷駐在所		
	久万高原町上黒岩33番地	久万高原警察署御三戸駐在所			久万高原町露峰甲558番地5	久万高原警察署父二峰駐在所	1級	
	久万高原町七鳥2600番地1	久万高原警察署仕七川駐在所			久万高原町上黒岩33番地	久万高原警察署御三戸駐在所		
伊予郡	砥部町総津691番地	松山南警察署広田駐在所	2級	伊予郡	久万高原町七鳥2600番地1	久万高原警察署仕七川駐在所		
	柳沢甲751番地の1	大洲警察署柳沢駐在所	2級		砥部町総津691番地	松山南警察署広田駐在所	1級	
大洲市	河辺町植松396番地	大洲警察署河辺駐在所	2級	大洲市	河辺町植松396番地	大洲警察署河辺駐在所	2級	
	肱川町山鳥坂343番地1	大洲警察署肱川駐在所	1級		森山甲1104番地の5	大洲警察署森山駐在所	1級	
					柳沢甲751番地の1	大洲警察署柳沢駐在所		
				肱川町宇和川3462番地	大洲警察署宇和川駐在所			
				肱川町山鳥坂343番地	大洲警察署肱川駐在所			

喜多郡	内子町本川4024番地	大洲警察署参川駐在所	2級
	1		
	内子町上田渡811番地	大洲警察署田渡駐在所	
	内子町大瀬中央4475番地	大洲警察署大瀬駐在所	1級
	内子町河内765番地	大洲警察署河内駐在所	
八幡浜市	内子町小田364番地 1	大洲警察署小田駐在所	
	保内町磯崎1238番地 の1	八幡浜警察署磯津駐在所	2級
西宇和郡	伊方町三崎511番地	三崎高等学校	2級
	伊方町三机乙2810番地 3	八幡浜警察署瀬戸駐在所	
	伊方町大久字シンデ ン1138番地 1	八幡浜警察署四ツ浜駐在所	
	伊方町三崎1700番地 19	八幡浜警察署三崎駐在所	
西予市	野村町惣川251番地	西予警察署惣川駐在所	3級
	城川町高野子61番地 の3	西予警察署高川駐在所	2級
	城川町遊子谷2415番地	西予警察署遊子川駐在所	
	城川町土居578番地	西予警察署土居駐在所	
	明浜町高山甲3657番地	西予警察署高山駐在所	1級
宇和島市	野村町予子林816番地 2	西予警察署坂石駐在所	
	城川町下相1050番地	西予警察署魚成駐在所	
	日振島1740番地	宇和島警察署日振島駐在所	4級
	津島町御内353番地	宇和島市御横県有林事務所	2級
北宇和郡	下波5516番地	農林水産研究所水産研究センター	1級
	津島町山財字長野乙144番地	山財ダム管理事務所	
	遊子4407番地	宇和島警察署遊子駐在所	
	松野町大字目黒398番地第2	宇和島警察署目黒駐在所	2級
南宇和郡	鬼北町大字上大野405番地	北宇和高等学校日吉分校	1級
	鬼北町大字小松1395番地	宇和島警察署三島駐在所	
	鬼北町大字下鍵山129番地	宇和島警察署日吉駐在所	
南宇和郡	愛南町中浦866番地	愛南警察署中浦駐在所	2級
	愛南町福浦958番地	愛南警察署福浦駐在所	
	愛南町船越1314番地	愛南警察署船越駐在所	1級

別表第2 準特地公署(第2条関係)

喜多郡	1		
	内子町本川4024番地	大洲警察署参川駐在所	2級
	1		
八幡浜市	内子町上田渡811番地	大洲警察署田渡駐在所	
	内子町小田364番地 1	大洲警察署小田駐在所	1級
西宇和郡	保内町磯崎1238番地 の1	八幡浜警察署磯津駐在所	2級
	伊方町三崎511番地	三崎高等学校	2級
	伊方町三机乙2810番地 3	八幡浜警察署瀬戸駐在所	
	伊方町大久字シンデ ン1138番地 1	八幡浜警察署四ツ浜駐在所	
西予市	伊方町三崎1700番地 19	八幡浜警察署三崎駐在所	
	野村町惣川251番地	西予警察署惣川駐在所	3級
	城川町古市2128番地 の2	野村高等学校土居分校	2級
	城川町高野子61番地 の3	西予警察署高川駐在所	
	城川町遊子谷2415番地	西予警察署遊子川駐在所	
宇和島市	城川町土居578番地	西予警察署土居駐在所	
	明浜町高山甲3657番地	西予警察署高山駐在所	1級
	野村町鳥鹿野740番地	西予警察署湟筋駐在所	
	野村町予子林816番地 2	西予警察署坂石駐在所	
北宇和郡	城川町下相1050番地	西予警察署魚成駐在所	
	日振島1740番地	宇和島警察署日振島駐在所	3級
	津島町御内353番地	宇和島市御横県有林事務所	2級
	下波5516番地	農林水産研究所水産研究センター	1級
南宇和郡	津島町山財字長野乙144番地	山財ダム管理事務所	
	津島町嵐237番地の1	宇和島警察署下灘駐在所	
	遊子4407番地	宇和島警察署遊子駐在所	
南宇和郡	下波2952番地 4	宇和島警察署下波駐在所	
	松野町大字目黒398番地第2	宇和島警察署目黒駐在所	2級
	鬼北町大字上大野405番地	北宇和高等学校日吉分校	
南宇和郡	鬼北町大字小松1395番地	宇和島警察署三島駐在所	1級
	鬼北町大字下鍵山129番地	宇和島警察署日吉駐在所	
	愛南町福浦958番地	愛南警察署福浦駐在所	2級
南宇和郡	愛南町中浦866番地	愛南警察署中浦駐在所	1級
	愛南町柏374番地	愛南警察署内海駐在所	
	愛南町船越1314番地	愛南警察署船越駐在所	

別表第2 準特地公署(第2条関係)

所在地		公署
今治市	大三島町宮浦6367番地 上浦町瀬戸3969番地 1	台ダム管理事務所 伯方警察署瀬戸崎駐在所
松山市	東川町乙44番地 7	動物愛護センター
上浮穴郡	久万高原町下畑野川甲369番地の 1	久万高原警察署川瀬駐在所
大洲市	森山甲1104番地の 5 肱川町宇和川3462番地	大洲警察署森山駐在所 大洲警察署宇和川駐在所
西予市	野村町鳥鹿野740番地	西予警察署湊筋駐在所
宇和島市	津島町嵐237番地の 1 下波2952番地 4	宇和島警察署下瀬駐在所 宇和島警察署下波駐在所
北宇和郡	鬼北町大字小倉220番地	宇和島警察署泉駐在所
南宇和郡	愛南町柏374番地	愛南警察署内海駐在所

所在地		公署
今治市	大三島町宮浦6367番地 上浦町瀬戸3969番地 1	台ダム管理事務所 伯方警察署瀬戸崎駐在所
松山市	中島大浦1626番地	中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室普及指導員中島駐在所
上浮穴郡	久万高原町下畑野川甲369番地の 1	久万高原警察署川瀬駐在所
喜多郡	内子町大瀬中央4475番地 内子町河内765番地	大洲警察署大瀬駐在所 大洲警察署河内駐在所
北宇和郡	鬼北町大字小倉220番地	宇和島警察署泉駐在所

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の特地勤務手当等に関する規則(以下「旧規則」という。)別表第 1 級別区分欄に掲げる級別が 1 級とされていた公署のうち、改正後の特地勤務手当等に関する規則(以下「新規則」という。)別表第 1 に掲げられないこととなった公署は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き当該公署に在勤している職員に係る特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給については、当該公署が移転するまでの間、同表級別区分欄に掲げる級別が 1 級とされている新規則第 2 条の特地公署とみなす。
- 3 前項の職員に係る特地勤務手当の月額、新規則第 3 条の規定にかかわらず、施行日の前日において受けていた特地勤務手当の月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあっては、同日に育児短時間勤務職員等であったとしたならば受けることとなった特地勤務手当の月額)(以下「旧特地勤務手当の月額」という。)に相当する額とする。
- 4 新規則別表第 1 級別区分欄に掲げる級別が旧規則別表第 1 級別区分欄に掲げる級別より下位である公署に施行日の前日から引き続き在勤している職員の特地勤務手当の月額は、新規則第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による特地勤務手当の月額が旧特地勤務手当の月額に達するまでの間(その期間内に当該公署が移転した場合又は当該公署が特地公署に該当しなくなった場合にあっては、その移転し、又は該当しなくなった日の前日までの間)、当該旧特地勤務手当の月額に相当する額とする。

○愛媛県人事委員会規則12 - 59

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12 - 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(条例第 3 条第 5 項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位) 第 1 条の 4 条例第 3 条第 5 項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)・(2) 省略	(条例第 3 条第 5 項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位) 第 1 条の 4 条例第 3 条第 5 項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)・(2) 省略

(3) 第12条第2項に規定する4時間の勤務時間の割振り変更を行
つたことにより、4時間の勤務時間について割り振ることをや
めた勤務日の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1
項の表(21)の項に規定する有給休暇を与える場合において、これ
らの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振つた場合であ
つて、休憩時間(当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあ
つては、そのうち最も長い休憩時間(当該休憩時間が複数ある
場合にあっては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた
者(以下「所属長」という。)が指定した休憩時間))の前後
いずれか一方の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第
1項の表(21)の項に規定する有給休暇を与える場合において、こ
れらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

2 省略

(休暇の算定)

第3条 省略

2 1時間又は1分を単位として与えた休暇を日に換算する場
合は、7時間45分の休暇をもつて1日とする。ただし、短時間勤務
職員にあつては、勤務日1日についての勤務時間(不斉一型短時
間勤務職員にあつては、その者の1日当たりの勤務時間)に相当
する時間(5分を単位とし、これに満たない端数があるときは、
これを切り捨てた時間)の休暇をもつて1日とする。

(休暇の許可手続)

第6条 職員は、休暇(条例第5条から第9条までに規定する有給
休暇を除く。)を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及
び期間を記載した書面を所属長
_____に提出し、その許可を得なければなら
ない。

2~4 省略

2 省略

(休暇の算定)

第3条 省略

2 1時間_____を単位として与えた休暇を日に換算する場
合は、7時間45分の休暇をもつて1日とする。ただし、短時間勤務
職員にあつては、勤務日1日についての勤務時間(不斉一型短時
間勤務職員にあつては、その者の1日当たりの勤務時間)に相当
する時間(5分を単位とし、これに満たない端数があるときは、
これを切り捨てた時間)の休暇をもつて1日とする。

(休暇の許可手続)

第6条 職員は、休暇(条例第5条から第9条までに規定する有給
休暇を除く。)を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及
び期間を記載した書面を任命権者又はその委任を受けた者(以下
「所属長」という。)に提出し、その許可を得なければなら
ない。

2~4 省略

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(20) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(22) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2~6 省略</p> <p>(条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位)</p> <p>第2条の4 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める</p>	事 由	期 間	(1)~(20) 省略		(21) 省略		(22) 省略		<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)~(20) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21) 学校教職員等結核予防要綱(昭和29年教育委員会告示第35号)に基き、健康診断の結果、勤務軽減の必要があると認められた場合</td> <td style="text-align: center;">勤務軽減を必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>(22) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(23) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2~6 省略</p> <p>(条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める場合及び単位)</p> <p>第2条の4 条例第4条第5項ただし書の人事委員会規則で定める</p>	事 由	期 間	(1)~(20) 省略		(21) 学校教職員等結核予防要綱(昭和29年教育委員会告示第35号)に基き、健康診断の結果、勤務軽減の必要があると認められた場合	勤務軽減を必要と認める期間	(22) 省略		(23) 省略	
事 由	期 間																		
(1)~(20) 省略																			
(21) 省略																			
(22) 省略																			
事 由	期 間																		
(1)~(20) 省略																			
(21) 学校教職員等結核予防要綱(昭和29年教育委員会告示第35号)に基き、健康診断の結果、勤務軽減の必要があると認められた場合	勤務軽減を必要と認める期間																		
(22) 省略																			
(23) 省略																			

場合は、次に掲げる場合とする。

(1)・(2) 省略

(3) 第12条第2項に規定する4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、4時間の勤務時間について割り振ることをやめた勤務日の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1項の表(20)の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

(4) 1回の勤務に6時間を超える勤務時間を割り振った場合であつて、休憩時間(当該勤務に複数の休憩時間を置いた場合にあつては、そのうち最も長い休憩時間(当該休憩時間が複数ある場合にあつては、そのうちから任命権者又はその委任を受けた者(以下「所属長」という。)が指定した休憩時間))の前後いずれか一方の勤務時間のすべてについて年次休暇及び前条第1項の表(20)の項に規定する有給休暇を与える場合において、これらの休暇を与えられる時間に1時間未満の端数があるとき。

2 省略

(休暇の計算)

第4条 1時間又は1分を単位として与えられた休暇を日に換算する場合は、7時間45分の休暇をもつて1日とする。ただし、短時間勤務教育職員にあつては、勤務日1日についての勤務時間(不斉一型短時間勤務教育職員にあつては、その者の1日当たりの勤務時間)に相当する時間(5分を単位とし、これに満たない端数があるときは、これを切り捨てた時間)の休暇をもつて1日とする。

2 省略

(休暇の許可手続)

第6条 職員は、休暇(条例第6条から第10条までに規定する有給休暇を除く。)を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面を所属長 _____ に提出して、その許可を得なければならない。

2~4 省略

場合は、次に掲げる場合とする。

(1)・(2) 省略

2 省略

(休暇の計算)

第4条 1時間 _____ を単位として与えられた休暇を日に換算する場合は、7時間45分の休暇をもつて1日とする。ただし、短時間勤務教育職員にあつては、勤務日1日についての勤務時間(不斉一型短時間勤務教育職員にあつては、その者の1日当たりの勤務時間)に相当する時間(5分を単位とし、これに満たない端数があるときは、これを切り捨てた時間)の休暇をもつて1日とする。

2 省略

(休暇の許可手続)

第6条 職員は、休暇(条例第6条から第10条までに規定する有給休暇を除く。)を得ようとするときは、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面を任命権者又はその委任を受けた者(以下「所属長」という。)に提出して、その許可を得なければならない。

2~4 省略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成22年3月31日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休日) 第11条 職員の休日は、次に掲げる日(週休日に当たる日を除く。)とする。 (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(第4条第2項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日(週休日に当	(休日) 第11条 職員の休日は、次に掲げる日(週休日に当たる日を除く。)とする。 (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(第4条第2項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日(週休日に当

たるときは、当該休日の直後の勤務日等（当該勤務日等が次のいずれかの日に当たるときは、当該勤務日等の直後の次に掲げる日でない勤務日等）

ア～ウ 省略

エ 第12条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。）を指定された勤務日等（当該勤務日等に割り振られた勤務時間の全部を指定された場合に限る。）

(2) 省略

2 省略

（休日の代休日）

第11条の2 所属長は、休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第12条の2第1項の規定により同項に規定する時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。次項において同じ。）を指定することができる。

2 前項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等_____について行わなければならない。

3・4 省略

第12条 省略

（時間外勤務代休時間）

第12条の2 所属長は、愛媛県企業職員の給与に関する規程第9条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「例による一般職給与条例」という。）第14条第4項の規定により算定した時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（週休日における勤務のうち管理者が定める勤務を除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間（愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）第10条第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えて勤務した全時間に係る月（以下「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間内にある勤務日等（休日及び代休日を除く。第3項及び第5項において同じ。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 所属長は、第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間を指定する場合には、同項に規定する期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における例による一般職給与条例第14条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第7項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に

たるときは、当該休日の直後の勤務日等（当該勤務日等が次のいずれかの日に当たるときは、当該勤務日等の直後の次に掲げる日でない勤務日等）

ア～ウ 省略

(2) 省略

2 省略

（休日の代休日）

第11条の2 所属長は、休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（_____ 休日を除く _____。）を指定することができる。

2 前項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

3・4 省略

第12条 省略

掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 例による一般職給与条例第14条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 例による一般職給与条例第14条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 例による一般職給与条例第14条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

4 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

5 所属長は、第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、同項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、所属長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

6 所属長は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

7 所属長は、第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

附 則

この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成22年3月31日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程

第1条 愛媛県企業職員被服貸与規程(昭和46年公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(被服の貸与)</p> <p><u>第2条</u> 職員に対しては、別表に定める貸与基準により、被服を貸与する。</p> <p>2 被服の生地及び形状は、別に定める。</p> <p>3 所属長は、被服貸与台帳(様式第1号)を備え、貸与の状況を記録しなければならない。</p>	<p>(貸与の種類)</p> <p><u>第2条</u> 職員に貸与する被服は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個別貸与被服</p> <p>(2) 共用貸与被服</p> <p>(貸与の基準)</p> <p><u>第3条</u> 個別貸与被服の貸与を受ける者、品名、数量、着用期間及び貸与期間の基準は別表第1によるものとし、共用貸与被服の品名、用途、貸与期間並びに備付箇所及び数量の基準は別表第2に</p>

(貸与被服の着用及び管理等)

第3条 省略

2 被服の貸与を受けた職員... は、貸与被服を常に善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3 省略

(再貸与等)

第4条 被服の貸与を受けた職員は、貸与被服を亡失したとき、又は貸与被服が損傷により使用に堪えなくなつたときは、被服再貸与申請書(様式第2号)を所属長... に提出しなければならない。

2 所属長は、被服再貸与申請書の提出を受けたときは、事情を調査しなければならない。

3 所属長は、第2条第1項の規定にかかわらず、業務の状況又は被服の損耗の程度により、別表... に定める被服の一部を貸与せず、又は同表... に定める貸与期間を延長することができる。

第5条 省略

(賠償)

第6条 被服の貸与を受けた職員は、故意又は過失により貸与被服を亡失し、又は損傷したときは、相当額の賠償をしなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 省略

第7条 省略

第8条 省略

別表(第2条関係)

貸与基準

Table with 5 columns: 貸与を受ける者, 品名, 数量, 着用期間, 貸与期間. Rows include 自動車運転員, 作業員, 設備保安員... and 公営企業管理局に勤務する職員.

よるものとする。

2 被服の生地及び形状は、別に定める。

(貸与申請)

第4条 被服の貸与を受けようとする職員は、貸与申請書(様式第1号)を所属長を経て管理者に提出しなければならない。

(貸与の承認)

第5条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、審査のうえ、適当と認められた者に貸与を決定するものとする。

2 所属長は、貸与台帳(様式第2号)を備え、貸与の状況を記録しなければならない。

(貸与被服の着用及び管理等)

第6条 省略

2 被服の貸与を受けた職員(共用被服については、当該業務の責任者又は主たる常用者のあるときはその職員。以下同じ。)は、貸与被服を常に善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3 省略

(再貸与等)

第7条 被服の貸与を受けた職員は、貸与被服を亡失したとき、又は貸与被服がき損により使用にたえなくなつたときは、再貸与申請書(様式第3号)を所属長を経て管理者に提出しなければならない。

2 所属長は、再貸与申請書の提出を受けたときは、事情を調査しなければならない。

3 所属長は、第3条第1項の規定にかかわらず、業務の状況又は被服の損耗の程度により、別表第1及び別表第2に定める被服等の一部を貸与せず、又はこれらの表に定める貸与期間を延長することができる。

第8条 省略

(賠償)

第9条 被服の貸与を受けた職員は故意又は過失により貸与被服を亡失し、又はき損したときは、相当額の賠償をしなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 省略

第10条 省略

第11条 省略

別表第1(第3条関係)

個別被服貸与基準

Table with 5 columns: 貸与を受ける者, 品名, 数量, 着用期間, 貸与期間. Rows include 自動車運転員, 作業員, 設備保安員... and 建設事務所に勤務する職員.

職員	作業ズボン (夏)	2着	〃	〃
	防寒服	1着	冬期	3年
	ゴム長靴	1足	年間	〃
	安全靴	1足	〃	〃
	雨がつば	1着	〃	2年
	ヘルメット	1個	〃	3年
	発電所又は管理事務所に勤務する職員	作業衣	2着	〃
作業ズボン		2着	〃	〃
作業衣 (夏)		2着	夏期	〃
作業ズボン (夏)		2着	〃	〃
防寒服		1着	冬期	3年
ゴム長靴		1足	年間	〃
安全靴		1足	〃	〃
雨がつば		1着	〃	2年
ヘルメット		1個	〃	3年

別表第2

共用被服貸与基準

貸与品名	用途	貸与期間	備付個所及び数量				備考
			本局	発電所	建設事務所	管理事務所	
作業衣	外勤作業または来客用	24月	20着	5着	5着	5着	
作業ズボン	外勤作業または来客用	〃	20着	5着	5着	5着	
ゴム長靴	外勤作業または来客用	〃	5足	5足	10足	5足	
パトロールシューズ	外勤作業または来客用	〃	5足	5足	10足	5足	
雨合羽	外勤作業または来客用	〃	5着	5着	10着	5着	
保安帽	外勤作業または来客用	〃	20個		5個		
脚絆	外勤作業または来客用	12月	20双	5双	5双	5双	

第2条 愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を次のように改正する。

様式第1号を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第1号(第2条関係) 被服貸与台帳 省略	様式第2号 省略
様式第2号(第4条関係) 被服再貸与申請書 省略	様式第3号 省略

<p>所属長 様</p> <p>省略</p> <p>次のとおり被服の再貸与を受けたいので _____ 申請します。</p> <p>1 省略</p> <p>2 亡失（<u>損傷</u>）年月日</p> <p>3 省略</p>	<p>管理者 様</p> <p>省略</p> <p>次のとおり亡失（<u>き損</u>）したので再貸与くださるよう申請します。</p> <p>1 省略</p> <p>2 亡失（<u>き損</u>）年月日</p> <p>3 省略</p>
---	---

附 則

- この管理規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この管理規程施行の際現に改正前の愛媛県企業職員被服貸与規程別表第 1 及び別表第 2 に定める貸与基準により貸与されている被服は、当該貸与された日に、改正後の愛媛県企業職員被服貸与規程別表に定める貸与基準により貸与された被服とみなす。

○愛媛県公営企業管理規程第 3 号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成22年 3月31日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第 1（第 2 条関係）					別表第 1（第 2 条関係）					
名称	区 分	単 位	金 額	備 考	名称	区 分	単 位	金 額	備 考	
省略					省略					
文書料	省略				文書料	省略				
	診療明細書（再発行の場合に限る。）	省略				診療明細書 _____	省略			
	省略					省略				
省略					省略					
分娩 ^{べん} 介助料	診療日の午前 8 時 30分以降午後 5 時 15分以前に分娩した場合	1 件	<u>174,000円</u>		分娩 ^{べん} 介助料	診療日の午前 8 時 30分以降午後 5 時 15分以前に分娩した場合	1 件	<u>145,000円</u>		
	午前 5 時後午後 10 時前に分娩した場合（診療日の午前 8 時 30分以降午後 5 時 15分以前に分娩した場合を除く。）	1 件	<u>199,000円</u>			午前 5 時後午後 10 時前に分娩した場合（診療日の午前 8 時 30分以降午後 5 時 15分以前に分娩した場合を除く。）	1 件	<u>163,000円</u>		
	午後 10 時以降翌日午前 5 時以前に分娩した場合	1 件	<u>202,000円</u>			午後 10 時以降翌日午前 5 時以前に分娩した場合	1 件	<u>169,000円</u>		
省略					省略					
人工妊娠中絶料	省略			省略	人工妊娠中絶料	省略			省略	
	妊娠満 12 週以上満 16 週未満	1 件	<u>109,200円</u>			妊娠満 12 週以上満 16 週未満	1 件	<u>99,750円</u>		
	妊娠満 16 週以上満	1 件	<u>113,400円</u>			妊娠満 16 週以上満	1 件	<u>107,100円</u>		

	22週未満			
省略				
新生児介 補料	消費税法別表第1 第8号に規定する 助産に係る資産の 譲渡等に該当する ものに係るもの	1日	7,150円	
	上記以外のもの	1日	7,500円	
省略				
乳房マッ サージ料		1回	2,310円	
省略				
死後処置 料		1回	4,100円	
エックス 線フィルム 複製料	省略			
	光ディスク(CD Rに限る。)	1枚	1,050円	
省略				
特別初診 料	消費税法 別表第1 第8号に 規定する 助産に係 る資産の 譲渡等に 該当する ものに係 るもの	省略		
		愛媛県 立今治 病院	1回	1,500円
		愛媛県 立新居 浜病院	1回	750円

	22週未満			
省略				
新生児介 補料	消費税法別表第1 第8号に規定する 助産に係る資産の 譲渡等に該当する ものに係るもの	1日	6,570円	
	上記以外のもの	1日	6,890円	
省略				
乳房マッ サージ料		1回	2,100円	
省略				
体外受精 料	卵採取料	1回	35,900円	初診料又は 再診料、投 薬料、注射 料、検査 料、画像診 断料、入院 料及び入院 時食事療養 費は、別途 負担とす る。
	卵培養料	1回	31,800円	
	胚移植料	1回	32,900円	
	融解胚移植料	1回	42,990円	
	顕微授精料	1回	31,840円	
	胚凍結保存料	1回	26,280円	
	精子凍結保存料	1回	7,240円	
習慣流産 免疫療法 料		1回	21,940円	
内視鏡下 小切開泌 尿器腫瘍 手術料		1回	57,000円	
死後処置 料		1回	3,500円	
エックス 線フィルム 複製料	省略			
	光ディスク(CD Rに限る。)	1枚	60円	
省略				
特別初診 料	消費税法 別表第1 第8号に 規定する 助産に係 る資産の 譲渡等に 該当する ものに係 るもの	省略		
		愛媛県 立今治 病院	1回	750円
		愛媛県 立新居 浜病院	1回	400円

	上記以外 のもの	省略		
		愛媛県 立今治 病院	1回	<u>1,570円</u>
		愛媛県 立新居 浜病院	1回	<u>780円</u>
セカンド オピニオ ン外来料	省略			
面談料			1回	<u>5,250円</u>
省略				
病衣貸出 料	省略			
診療カー ド再発行 料			1枚	<u>100円</u>
食事提供 料	入院中の患者以外 の患者及び入院中 の患者の付添人に 対して、人工透析 実施時間中等に食 事を提供した場合	省略		
健康保険 法及び高 齢者の医 療の確保 に関する 法律以外 の法令の 規定によ る療養又 は医療に 関する給 付に係る 費用の額 の算定方 法で第1 条に規定 する算定 方法と異 なるもの が適用さ れる療養 又は医療 に係る料 金	省略			
省略				

注 省略

別表第3（第2条関係）

	上記以外 のもの	省略		
		愛媛県 立今治 病院	1回	<u>780円</u>
		愛媛県 立新居 浜病院	1回	<u>420円</u>
セカンド オピニオ ン外来料	省略			
省略				
病衣貸出 料	省略			
食事提供 料	入院中の患者以外 の患者_____に _____に 対して、人工透析 実施時間中等に食 事を提供した場合	省略		
健康保険 法及び老 人保健法 _____	省略			
_____以外 の法令の 規定によ る療養又 は医療に 関する給 付に係る 費用の額 の算定方 法で第1 条に規定 する算定 方法と異 なるもの が適用さ れる療養 又は医療 に係る料 金				
省略				

注 省略

別表第3（第2条関係）

名称	病院名	区 分	1日1病床の金額	
			消費税法別表第1 第8号に規定する 助産に係る資産の 譲渡等に該当する ものに係るもの	左記以外の もの
室料 差額	愛媛県 立中央 病院	特別室(A) 省略	16,000円	16,800円
	愛媛県 立今治 病院	特別室(A) 省略	12,000円	12,600円
	省略			
	愛媛県 立南宇 和病院	特別室 省略	7,500円	7,870円
	愛媛県 立新居 浜病院	特別室 省略	7,500円	7,870円
	省略			

名称	病院名	区 分	1日1病床の金額	
			消費税法別表第1 第8号に規定する 助産に係る資産の 譲渡等に該当する ものに係るもの	左記以外の もの
室料 差額	愛媛県 立中央 病院	特別室(A) 省略	20,000円	21,000円
	愛媛県 立今治 病院	特別室(A) 省略	18,500円	19,420円
	省略			
	愛媛県 立南宇 和病院	特別室 省略	11,000円	11,550円
	愛媛県 立新居 浜病院	特別室 省略	11,000円	11,550円
	省略			

附 則

- この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第3の規定は、この管理規程の施行の日以後の病床の使用に係る室料差額について適用し、同日前の病床の使用に係る室料差額については、なお従前の例による。

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成22年3月31日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程（平成18年愛媛県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この管理規程は、県の財政事情を踏まえ、愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号。以下「企業職員給与規程」という。）又は特定任期付企業職員の給与に関する管理規程（平成15年愛媛県公営企業管理規程第4号。以下「特定任期付企業職員給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料</p> <p>_____を減額するため、職員の給料月額等について、企業職員給与規程及び特定任期付企業職員給与規程の特例を定めるものとする。</p> <p>（給料月額の特例）</p> <p>第2条 職員の給料月額（企業職員給与規程第9条の規定又は特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる職員又は特定任期付職員に適用される職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「一般</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この管理規程は、県の財政事情を踏まえ、愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号。以下「企業職員給与規程」という。）又は特定任期付企業職員の給与に関する管理規程（平成15年愛媛県公営企業管理規程第4号。以下「特定任期付企業職員給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料、<u>管理職手当及び地域手当その他の給与（給料月額を算出の基礎とするもの（退職手当を除く。）に限る。）</u>を減額するため、職員の給料月額等について、企業職員給与規程及び特定任期付企業職員給与規程の特例を定めるものとする。</p> <p>（給料月額の特例）</p> <p>第2条 職員の給料月額（企業職員給与規程第9条の規定又は特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる職員又は特定任期付職員に適用される職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号。以下「一般</p>

職給与改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額は、企業職員給与規程第2条から第4条までの規定、特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「一般職員給与条例」という。)第3条から第4条の2までの規定、一般職給与改正条例附則第7項から第9項までの規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「一般職任期付職員条例」という。)第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の0.5

(給料の調整額の特例)

第3条 職員の給料の調整額の額は、企業職員給与規程附則第5項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、前条各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

附 則

(この管理規程の失効)

2 この管理規程は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

職給与改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額は、企業職員給与規程第2条から第4条までの規定、特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「一般職員給与条例」という。)第3条から第4条の2までの規定、一般職給与改正条例附則第7項から第9項までの規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「一般職任期付職員条例」という。)第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) 企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる職員に適用される一般職員給与条例第19条第5項の規定により期末手当の加算を受けるべき職にある職員又は企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる技能労務職員に適用される技能労務職員の給与に関する規程(昭和32年11月訓第1,367号)第4条第4項第1号に掲げる職務の級が3級以上の職員の職務の級にある職員(前2号に掲げる職員を除く。) 100分の3

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の2.6

(給料の調整額の特例)

第3条 職員の給料の調整額の額は、企業職員給与規程附則第5項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、前条各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

(管理職手当の特例)

第4条 職員の管理職手当の月額は、企業職員給与規程第5条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に、100分の7.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

附 則

(この管理規程の失効)

2 この管理規程は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。